

令和3年第4回

太子町議会定例会会議録

開会 令和3年11月30日

閉会 令和3年12月17日

太子町議会

令和3年 第4回太子町議会定例会会議録目次

第1日（11月30日）

開会宣告	4
会議録署名議員の指名	5
会期決定の件	5
諸般の報告（全国町村議会議長会、南河内環境事業組合議会、大阪府後期 高齢者医療広域連合議会）	5
議長辞職の件	9
議長の選挙	10
議席の変更について	12
副議長辞職の件	13
副議長の選挙	14
常任委員会委員の選任	16
議会運営委員会委員の選任	17
特別委員会委員の選任	17
南河内環境事業組合議会議員の選挙	18
議案第35号 太子町印鑑条例中改正の件（町長提出議案）	19
議案第36号 太子町立万葉ホール条例中改正の件（町長提出議案）	19
議案第37号 職員のサービスの宣誓に関する条例中改正の件（町長提出議案）	19
議案第38号 太子町固定資産評価審査委員会条例中改正の件（町長提出議 案）	19
議案第39号 太子町立総合スポーツ公園設置条例中改正の件（町長提出議 案）	19
議案第40号 太子町国民健康保険条例中改正の件（町長提出議案）	19
議案第41号 太子町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例中改正の 件（町長提出議案）	19
議案第42号 令和3年度太子町一般会計補正予算（第9号）（町長提出議 案）	22
議案第43号 令和3年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	

(町長提出議案)	22
議案第44号 令和3年度太子町介護保険特別会計補正予算(第3号)(町 長提出議案)	22
議員提出議案第3号 北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深める ための取組を推進する決議案.....	23
太子町選挙管理委員会の選挙管理委員及び補充員の選挙について.....	26
散 会.....	27

第2日(12月15日)

開 議.....	31
会議録署名議員の追加指名.....	31
一般質問.....	31
議案第45号 令和3年度太子町一般会計補正予算(第10号)(町長提出 議案)	87
散 会.....	88

第3日(12月17日)

開 議.....	91
諸般の報告.....	91
議案第35号 太子町印鑑条例中改正の件(総務まちづくり常任委員長報告)	91
議案第36号 太子町立万葉ホール条例中改正の件(総務まちづくり常任委 員長報告)	91
議案第37号 職員のサービスの宣誓に関する条例中改正の件(総務まちづくり 常任委員長報告)	91
議案第38号 太子町固定資産評価審査委員会条例中改正の件(総務まちづ くり常任委員長報告)	91
議案第39号 太子町立総合スポーツ公園設置条例中改正の件(福祉文教常 任委員長報告)	91
議案第40号 太子町国民健康保険条例中改正の件(福祉文教常任委員長報 告)	91

議案第41号	太子町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例中改正の 件（総務まちづくり常任委員長報告）	91
議案第42号	令和3年度太子町一般会計補正予算（第9号）（予算常任委 員長報告）	91
議案第43号	令和3年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） （福祉文教常任委員長報告）	91
議案第44号	令和3年度太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）（福 祉文教常任委員長報告）	91
議案第45号	令和3年度太子町一般会計補正予算（第10号）（予算常任 委員長報告）	91
議員提出議案第4号	女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に向け た環境整備を求める意見書案	101
議員提出議案第5号	脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギーの強 力な推進を求める意見書案	103
閉会中の継続審査の申し出について		106
閉会		107

【第 1 日】

令和3年 第4回太子町議会定例会会議録

令和3年11月30日（火） 午前 9時30分開会

◎出席議員（10名）

1番	斧田秀明君	6番	辻本馨君
2番	建石良明君	7番	中村直幸君
3番	西田いく子君	8番	森田忠彦君
4番	藤井千代美君	9番	山田強君
5番	辻本博之君	10番	村井浩二君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町長	田中祐二君	税務課長	木村厚江君
副町長	藤原幹君	住民人権課長	高上秀明君
教育長	勝良憲治君	地域整備課長	堀内孝茂君
政策総務部長	小角孝彦君	観光産業課長	西本武史君
まちづくり推進部長	村上正規君	環境農林課長	木下明紀君
健康福祉部長	子安逸二君	子育て支援課長	小路展裕君
教育次長	池田貴則君	福祉介護課長	武部勝浩君
秘書政策課長	東條信也君	いきいき健康課長	松井靖君
総務財政課長	辻本知也君	保険医療課長	松岡健一君
会計管理者 兼会計課長	奥埜哲生君	教育総務課長 兼学校給食C所長	正野正君
自治防災課長	辻中一嘉君	生涯学習課長	鳥取勝憲君

◎議会事務局

事務局長	上田周治	書記	植木友也
------	------	----	------

◎議事日程第1号

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件

日程第3 諸般の報告（全国町村議会議長会、南河内環境事業組合議会、大阪府後期
高齢者医療広域連合議会）

追加日程第1 議長辞職の件

追加日程第2 議長の選挙

追加日程第3 議席の変更について

追加日程第4 副議長辞職の件

追加日程第5 副議長の選挙

追加日程第6 常任委員会委員の選任

追加日程第7 議会運営委員会委員の選任

追加日程第8 特別委員会委員の選任

追加日程第9 南河内環境事業組合議会議員の選挙

日程第4 議案第35号 太子町印鑑条例中改正の件（町長提出議案）

日程第5 議案第36号 太子町立万葉ホール条例中改正の件（町長提出議案）

日程第6 議案第37号 職員の服務の宣誓に関する条例中改正の件（町長提出議
案）

日程第7 議案第38号 太子町固定資産評価審査委員会条例中改正の件（町長提出
議案）

日程第8 議案第39号 太子町立総合スポーツ公園設置条例中改正の件（町長提出
議案）

日程第9 議案第40号 太子町国民健康保険条例中改正の件（町長提出議案）

日程第10 議案第41号 太子町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例中改正
の件（町長提出議案）

日程第11 議案第42号 令和3年度太子町一般会計補正予算（第9号）（町長提出
議案）

日程第12 議案第43号 令和3年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3
号）（町長提出議案）

日程第13 議案第44号 令和3年度太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）

(町長提出議案)

日程第14 議員提出議案第3号 北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深める
ための取組を推進する決議案

日程第15 太子町選挙管理委員会の選挙管理委員及び補充員の選挙について

○議長（村井浩二君） 皆さん、おはようございます。

本日、第4回定例会が招集されました。皆様におかれましては、お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

まず、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、お亡くなりになられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げますと共に、感染された方々の一日でも早いご回復をお祈り申し上げます。

なお、感染予防対策として、引き続き、理事者側の出席人数を必要最小限とするほか、議員、職員及び傍聴者におきましては、マスクの着用を必須としておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

開会に先立ちまして、町長より挨拶を受けます。

町長。

○町長（田中祐二君） 皆さん、おはようございます。

令和3年第4回定例会の開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

本日、定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私何かとお忙しい中、ご出席を賜り、ありがとうございます。

さて、新型コロナワクチンの3回目接種について、11月17日に国より自治体向けに説明があり、接種間隔を2回目接種完了から原則8か月以上とすることや今後のスケジュール、対象者等の対応方針が示されました。本町においては、現在、住民の皆様の積極的な感染予防対策やワクチン接種へのご協力により、新型コロナの感染状況は落ち着いてはいますが、感染リスクが過ぎ去ったわけではございません。住民の皆様には基本的な感染予防対策と併せて、3回目接種にも積極的にご協力いただけるよう、迅速で正確な情報発信を行うと共に、丁寧な説明と追加接種の接種体制の確保等にしっかりと取り組んでまいります。

それでは、本定例会に提出いたします案件についてでございますが、まず条例案として、太子町印鑑条例中改正の件ほか6件、予算案といたしまして、令和3年度太子町一般会計補正予算（第9号）ほか2件、以上の合わせまして10件でございます。

何とぞよろしくご審議いただきまして、ご議決賜りますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶をさせていただきます。

（開会 午前 9時30分）

○議長（村井浩二君） 本日は全員出席していただいておりますので、本会は成立いたし

ました。

よって、これより令和3年第4回太子町議会定例会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

また、本日の定例会におきまして、後ほど日程を追加し、役員改選並びに常任委員会委員等の改選を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（村井浩二君） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、辻本博之議員、6番、辻本馨議員を指名いたします。

○議長（村井浩二君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

今回の定例会につきましては、11月22日に開催されました議会運営委員会においてご検討いただいた結果、会期は本日11月30日から12月17日までの18日間で協議がまとまりましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○町長（田中祐二君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日より12月17日までの18日間と決定いたしました。

○議長（村井浩二君） 日程第3、諸般の報告を議題といたします。

まず、南河内環境事業組合議会の報告を求めます。

山田議員。

○9番（山田 強君） 令和3年第1回南河内環境事業組合議会臨時会が11月12日に開催されました。

つきましては、その内容のご報告を申し上げます。

配布資料の南河内環境事業組合報告をご覧ください。

当日、臨時会では7件の提出案件がございました。

順に申し上げますと、議案第7号、令和3年度南河内環境事業組一般会計補正予算（第2号）については、本年10月19日に発生した第1清掃工場粗大ごみ処理施設の爆発事故に伴う施設の復旧更新工事等について予算措置を講じるため、歳入歳出それぞれ

れ6千611万6千円を追加し、予算総額を40億2千200万3千円とし、併せて地方債を補正するもので、原案どおり可決されました。

ここで時間をいただきまして、爆発事故の概要についてご報告させていただきます。

発生日時、場所は、令和3年10月19日午後2時47分頃、第1清掃工場粗大ごみ処理施設破砕機付近。

爆発発生時の状況。爆発の発生時は午前中から粗大ごみ処理施設を稼働させ、粗大ごみの処理を実施、正午に昼休憩のため空運転の状態とし、午後1時頃から施設稼働を再開しました。午後2時47分頃、第1清掃工場粗大ごみ処理施設において、粗大ごみを砕く破砕機内部付近にて爆発があり、爆風が下方の排出コンベヤーと上部の爆風逃がし口に流れ、破砕機及びその周辺機器に損傷を受けました。その際に、破砕機内に煙は充満しましたが、火炎は確認されませんでした。爆発発生時には、第1清掃工場の事務所でも爆発音と揺れを感じるものでありました。

爆発の原因等について。爆発の発生後、再発や建屋などの損壊などがないか、安全を確認後、職員にて破砕機棟に入り、現場の状況を確認したところ、破砕機周辺に広範囲に処理対象物のごみが散乱しており、爆発物の特定はできませんでした。付近にはガスボンベやスプレー缶などは見当たらない状況でありました。

なお、この規模の爆発であれば、プロパンガスボンベなどが考えられます。

また、プラントメーカーの協力を得て、数日の調査により判明したこととして、今までの爆発では、破砕機本体で粗大ごみが砕かれていく過程においてガスボンベなどから可燃ガスが漏れ出て、粗大ごみを砕くときの火花に引火し、爆発が起こるケースが事例として多いのですが、その場合は破砕機本体で爆発し、下部にはあまり風圧が行かず、上部の爆発逃がし口へ爆風が流れ、建屋外に風圧を逃がすことにより被害を最小限にとどめることとなりますが、今回は破砕機本体の下部にある排出コンベヤーの損傷が大きいことから、破砕機で砕かれた粗大ごみがスクリーンを通過し、破砕機を下部の排出コンベヤー付近で爆発が発生したものと推測されます。人的被害はございませんでした。

なお、復旧時期について、令和3年度内の復旧を目標としています。

次に、資料の2枚目をご覧ください。

監査報告第3号、例月出納検査の結果報告については、令和3年度の7月から9月分の検査結果の報告で、特に問題はなかったとのことをございました。

許可第1号、組合議会議長の辞職許可については、河内長野市選出の駄場中大介議員

の議長辞職が許可されました。

これに伴い、次の選挙第2号並びに許可第2号、選挙第3号の3件が追加上程されました。

選挙2号、組合議会議長の選挙については、河内長野市選出の駄場中大介議員が議長に再当選されました。

許可第2号、組合議会副議長の辞職許可については、河南町選出の中川博議員の副議長の辞職が許可されました。

選挙第3号、組合議会副議長の選挙については、私、山田が副議長に当選しました。この副議長職については、大阪狭山市、千早赤阪村、河南町、太子町の4団体、任期2年の輪番制で、今期は太子町の当番となっています。

同意案第2号、南河内環境事業組合監査委員の選任につき同意を求めることについては、識見を有する監査委員に河南町の遠藤忍氏を、議会選出の監査委員に河内長野市選出の浦山宣之議員を選任する提案があり、同意されました。

以上、簡単でございますが、令和3年第1回南河内環境事業組合議会臨時会の報告とさせていただきます。

○議長（村井浩二君） 次に、私のほうから、大阪府後期高齢者医療広域連合議会の報告をします。

去る令和3年11月22日に令和3年第3回大阪府後期高齢者医療広域連合議会11月定例会が開催され、副議長の選挙と広域連合長から提出されました議案2件、報告案件1件、認定案件1件を審議しましたので、その結果をについて報告いたします。

配布資料をご覧ください。

今回の定例会では、議案審議の前に不在となっていた副議長の選挙が行われ、羽曳野市の樽井議員が当選されました。

次に、議案の審議結果でございますが、まず議案第11号、大阪府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求める件については、岬町の田代町長の選任について、原案どおり同意されました。

次に、議案第12号、令和3年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件については、令和4年度の制度改正等の周知、広報に係る費用とマイナンバーカード取得促進に係る費用を計上するもので、令和3年度中に事業を実施するよう、国からの要請があり、国庫補助金を財源に、総務費の総務管理費に1

億5千936万3千円を増額するという内容の補正予算で、原案どおり可決されました。

続きまして、報告第1号、債権放棄の件については、大阪府後期高齢者医療広域連合債権管理条例に基づき、債権者の破産を事由に、療養費の返還金を令和3年3月31日付で放棄したとの報告があり、同意されました。

次に、認定第1号、令和2年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計決算認定の件については、原案どおり認定されました。

なお、資料の裏面に、令和3年11月22日現在の議員名簿を参考に添付しております。

令和3年第3回大阪府後期高齢者医療広域連合議会11月定例会の結果報告については、以上でございます。

続いて、全国町村議会議長会関係の報告をいたします。

去る令和3年10月13日に、全国町村議会議長会理事会が東京の明治記念館で開催され、11月の全国大会についての会議がありました。

先週の11月24日に、全国の都道府県議会議長会、市議会議長会及び町村議会議長会の合同で、「多様な議員で構成される活力ある地方議会を目指す全国大会」が東京の砂防会館において、150名参加で開催されました。

翌日の25日には、自由民主党本部において、全国町村議会議長会の南雲会長をはじめ、47都道府県町村議長会の会長で、茂木幹事長をはじめとする自民党幹部との懇談会が開催され、町村における様々な問題や喫緊の課題等について要望もしながら懇談いたしました。

また、その翌日の26日には、明治記念館において、第65回町村議会議長全国大会が、新型コロナウイルス感染防止対策として、各都道府県町村議会議長会の役員258名の参加で開催されました。大会には、岸田内閣総理大臣をはじめ、衆参両議院議長、金子総務大臣、若宮デジタル田園都市国家構想担当大臣、野田地方創生担当大臣、茂木自由民主党幹事長、そのほか多数の国会議員の来賓を迎えて開催されました。

大会では、私、村井が町村議議会からの要望の提案担当者となり、令和4年度の国の予算案の決定に向けて、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、深刻化している議員の成り手不足などの諸課題に向けての環境整備、災害からの復旧支援や災害対策の確立、まち・ひと・しごと創生事業費1兆円の継続と拡充などの要望、またそのほか、デジタル化社会や脱炭素社会の実現に向けた取組の強化、農林水産業の振興、国土強靱化を含

めた社会資本の整備促進などをまとめた全国の町村議会議長会からの要望書の提案理由を申し上げ、満場一致で決定されました。

その日に、政府、国会、政党幹部に対して、正副会長が要望書並びに決議書を持って、要望活動がなされました。

また、大会終了後に全国研修会も開催されました。

報告は以上でございます。

ここで暫時休憩といたします。

(午前 9時52分 休憩)

(午前 9時54分 再開)

○副議長（森田忠彦君） それでは、再開いたします。

ただいまの休憩中、村井議長から議長の辞職願が提出されています。

お諮りいたします。

議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

○副議長（森田忠彦君） 追加日程第1、議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、村井議長の退場を求めます。

〔議長 村井浩二君 退場〕

○副議長（森田忠彦君） お諮りいたします。

願い出のとおり、議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、村井議長からの議長辞職を許可することに決しました。

〔10番 村井浩二君 着席〕

○副議長（森田忠彦君） ただいま、議長辞職が許可されましたので、ここで村井議員の挨拶を許します。

村井議員。

○10番（村井浩二君） 議長を退任するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

昨年10月の臨時会におきまして、議員の皆様からの温かいご支援とご推挙を得まして、議長の要職に就かせていただきました。

また、全国町村議会議長会の理事にも就任することとなり、先般の11月26日に開催されました全国大会まで、重責を果たすべく、当議会の役員改選の期日を、議会の皆様のご理解を賜り、本日まで延期していただきましたことに、この場をお借りいたしまして、厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。

議長に就任している間は、議員の皆様、また町長をはじめ、町職員の皆様からご指導、ご協力を賜り、おかげをもちまして、本日までその職責を果たし得ましたことに心から厚くお礼を申し上げます。

議長の職を辞してからも、行政課題に積極的に取り組み、町政の発展のため、より一層努力していく所存でございます。どうか引き続き、変わらぬご指導、ご鞭撻を賜りますことをお願い申し上げます。退任のご挨拶をさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（森田忠彦君） 議長の辞職が許可されましたので、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行うことに決定いたしました。

○副議長（森田忠彦君） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖します。

（事務局職員 議場閉鎖）

○副議長（森田忠彦君） ただいまの出席議員数は10人であります。

次に、立会人の指名をいたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に7番、中村議員、9番、山田議員を指名いたします。

投票用紙を配布いたします。

（事務局職員 投票用紙配布）

○副議長（森田忠彦君） 投票用紙の配布漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（森田忠彦君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（事務局長 投票箱点検）

○副議長（森田忠彦君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

投票は単記無記名です。

なお、白票は無効票として取り扱います。

（各議員 投票用紙記載）

○副議長（森田忠彦君） ただいまから投票を行います。

事務局長から、議席番号と名前を呼び上げますので、順次、投票をお願いいたします。

（事務局長 点呼）

（各議員 順次投票）

○副議長（森田忠彦君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（森田忠彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

中村議員と山田議員に開票の立会いをお願いいたします。

（事務局職員 開票）

○副議長（森田忠彦君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票、有効投票10票、無効投票なし。

有効投票のうち、6番、辻本馨議員が8票、1番、斧田議員が2票、以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は3票でございます。よって、辻本馨議員が議長に当選されました。

議事議場の閉鎖を解きます。

（事務局職員 議場開場）

○副議長（森田忠彦君） ただいま議長に当選されました辻本馨議員が議場におられます

ので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議長当選人の発言を許します。

辻本馨議員。

○議長（辻本 馨君） 議長就任に当たりまして、一言お礼を兼ね、ご挨拶を申し上げます。

この度、議員の皆様方のご推挙によりまして、議長の要職に就任させていただくことになりましたことは、身に余る光栄であり、心より感謝申し上げます。議長として熱意を持って努力してまいる所存であります。

つきましては、議員の皆様はもとより、町長をはじめ、理事者の皆様におかれまして、格段のご支援とご鞭撻を賜りますよう、心からお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、就任のご挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（森田忠彦君） それでは、議長が決まりましたので、交代をさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

〔議長 辻本 馨君 議長席に着席〕

○議長（辻本 馨君） ここで暫時休憩いたします。

再開は放送にてお知らせいたします。

（午前10時08分 休憩）

（午前10時12分 再開）

○議長（辻本 馨君） 再開いたします。

議席の変更についてを日程に追加し、追加日程第3として行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。よって、議席の変更についてを日程に追加し、追加日程第3として議席の変更についてを行うことに決定いたしました。

○議長（辻本 馨君） 追加日程第3、議席の変更についてを議題といたします。

会議規則第4条第3項の規定により、村井議員を6番に、私、辻本馨を10番に変更したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。よって、村井議員を6番に、そして10番に私、辻本馨。以上のとおり議席を変更いたします。

それでは、議席移動のため、暫時休憩いたします。

（午前10時13分 休憩）

（午前10時14分 再開）

○議長（辻本 馨君） 再開いたします。

次に、先ほどの休憩中に森田副議長から副議長の辞職願が提出されています。

お諮りいたします。

副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることに決定いたしました。

○議長（辻本 馨君） 追加日程第4、副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、森田副議長の退場を求めます。

〔副議長 森田忠彦君 退場〕

○議長（辻本 馨君） お諮りいたします。

願い出のとおり、副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。よって、森田副議長からの副議長辞職を許可することに決しました。

〔8番 森田忠彦君 着席〕

○議長（辻本 馨君） ただいま、副議長の辞職が許可されましたので、ここで森田議員の挨拶を許します。

○8番（森田忠彦君） 副議長を退任するに当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

昨年10月に臨時会におきまして、副議長の職に就任して以来、議長の補佐役として、本日まで議会運営の重責を大過なく果たすことができたことは、議員の皆様方並びに理事者の方々の温かいご協力とご指導のたまものと深く感謝しております。

今後とも、議会運営や太子町の発展のために、より一層努力を重ねてまいりたいと思いますので、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（辻本 馨君） ただいま、副議長の辞職が許可されましたので、ここで副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第5として選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第5として選挙を行うことに決定いたしました。

○議長（辻本 馨君） 追加日程第5、副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

（事務局職員 議場閉鎖）

○議長（辻本 馨君） ただいまの出席議員数は10人であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、斧田議員と2番、建石議員を指名いたします。

投票用紙を配布いたします。

（事務局職員 投票用紙配布）

○議長（辻本 馨君） 投票用紙の配布漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（事務局長 投票箱点検）

○議長（辻本 馨君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

投票は単記無記名です。

なお、白票は無効票として取り扱います。

（各議員 投票用紙記載）

○議長（辻本 馨君） ただいまから投票を行います。

事務局長から、議席番号と名前を呼び上げますので、順次、投票願います。

(事務局長 点呼)

(各議員 順次投票)

○議長(辻本 馨君) 投票漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辻本 馨君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

斧田議員と建石議員に開票の立会いをお願いいたします。

(事務局職員 開票)

○議長(辻本 馨君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票、有効投票10票、無効投票なし。

有効投票のうち、3番、西田議員、8票、2番、建石議員、2票、以上のおりでございます。

この選挙の法定得票数は3票です。よって、西田議員が副議長に当選されました。

議場閉鎖を解きます。

(事務局職員 議場開場)

○議長(辻本 馨君) ただいま副議長に当選されました西田議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条2項の規定により、当選の告知をし、副議長の当選人の発言を許します。

西田議員。

○副議長(西田いく子君) 副議長の就任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今回、皆様方のご推挙を賜り、副議長に就任させていただくことになりましたことは、誠に光栄に思いますと同時に、その責任の重さを痛感いたしております。

就任いたしましたからには、副議長として、議長を全力でサポートしながら、議会が持つ2つの使命、具体的な政策の最終決定と行財政運営の批判と監視が完全に達成できるよう努力すると共に、議会が公正に、円滑に運営されますよう、誠心誠意努力してまいります。

議員の皆様方、そして理事者の皆様方には、心温かいご指導とご協力、ご鞭撻をお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、副議長就任のご挨拶をさせていただきます。ありがとうございました。

〔副議長 西田いく子君 着席〕

○議長（辻本 馨君） ここで暫時休憩といたします。

なお、その間、各常任委員会等のそれぞれの委員選出の協議をお願いしたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

再開は放送にてお知らせいたします。

（午前 10 時 28 分 休憩）

（午前 11 時 28 分 再開）

○議長（辻本 馨君） それでは、再開いたします。

常任委員会委員の任期満了に伴う常任委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第 6 として選任を行いたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。よって、常任委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第 6 として選任を行うことに決定いたしました。

○議長（辻本 馨君） 追加日程第 6、常任委員会委員の選任を議題といたします。

委員の選任については、議会委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、議長が指名することになっておりますので、これにより指名いたします。

まず初めに、総務まちづくり常任委員会委員に私を除く全議員を指名いたします。

次に、福祉文教常任委員会委員に私を除く全議員を指名いたします。

次に、予算常任委員会委員に私を除く全議員を指名いたします。

最後に、決算常任委員会委員に私と監査委員を除く全議員を指名いたします。

ただいまの指名につきまして、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました方々をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

続きまして、任期満了に伴う議会運営委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第 7 として選任を行いたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員の選任を日

程に追加し、追加日程第7として選任を行うことに決定いたしました。

○議長（辻本 馨君） 追加日程第7、議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

委員の選任については、議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長が指名することになっておりますので、これにより指名いたします。

議会運営委員会委員に斧田議員、西田議員、辻本博之議員、村井議員、中村議員、山田議員の以上6名を指名いたします。

ただいまの指名についてご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました方々を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

続きまして、特別委員会委員の任期満了に伴う特別委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第8として選任を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。よって、特別委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第8として選任を行うことに決定いたしました。

○議長（辻本 馨君） 追加日程第8、特別委員会委員の選任を議題といたします。

委員の選任については、議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長が指名することになっておりますので、これにより指名いたします。

広報特別委員会委員に建石議員、西田議員、藤井議員、辻本博之議員、中村議員、森田議員と私を含む7名を指名いたします。

次に、生涯学習施設建設調査特別委員会委員は私を含む全議員を指名いたします。

次に、観光拠点整備特別委員会委員は私を含む全議員を指名いたします。

ただいまの指名につきまして、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました方々をそれぞれの特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩中に各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会の正副委員長の選出をお願い

いたします。

(午前 11 時 33 分 休憩)

(午前 11 時 33 分 再開)

○議長(辻本 馨君) それでは、再開いたします。

ただいまの休憩中に各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会の正副委員長の互選結果の報告が届いておりますので、順次、報告をさせていただきます。

まず、常任委員会でございますが、総務まちづくり常任委員会の委員長に山田議員、副委員長に建石議員、福祉文教常任委員会の委員長に中村議員、副委員長に斧田議員、予算常任委員会の委員長に森田議員、副委員長に藤井議員、決算常任委員会の委員長に西田議員、副委員長に辻本博之議員でございます。

次に、議会運営委員会の委員長に村井議員、副委員長に斧田議員でございます。

次に、広報特別委員会の委員長に西田議員、副委員長に建石議員、生涯学習施設建設調査特別委員会の委員長に山田議員、副委員長に辻本博之議員、観光拠点整備特別委員会の委員長に中村議員、副委員長に藤井議員でございます。

以上のとおり、よろしくお願いいたします。

続きまして、一部事務組合議会議員でございます。追加日程第9として南河内環境事業組合議会議員の選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辻本 馨君) ご異議なしと認めます。よって、南河内環境事業組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第9として選挙することに決定しました。

○議長(辻本 馨君) 追加日程第9、南河内環境事業組合議会議員の選挙を議題といたします。

お諮りいたします。

この選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辻本 馨君) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

南河内環境事業組合議会議員に山田議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました山田議員を南河内環境事業組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました山田議員が南河内環境事業組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました山田議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定に基づき、当選の告知をいたします。

○議長（辻本 馨君） 日程第4、議案第35号から日程第10、議案第41号まで、これら7件を一括議題といたします。

順次、提案理由の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第35号、太子町印鑑条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、国等により不要な性別欄の見直しが進められていることに伴い、太子町の印鑑条例の一部を改正するものでございます。改正の内容は、印鑑登録証明書に記載する項目から「性別」を削除するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第36号、太子町立万葉ホール条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、行政サービスに係る受益と負担の関係について、より適正な関係に見直すため、その現状を整理した結果、近隣の料金体系や町税負担の現状を勘案し、万葉ホー

ルの使用料について、町外使用料の設定を行うこと及び備品使用料の整理を行うことについて、所要の改正を行うものでございます。改正の内容は、町外使用者の使用料を2倍に設定すると共に、細かく設定されている備品使用料について、設備区分ごとに利用できるよう整理を行い、使用者に分かりやすい料金体系に改正するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第37号、職員のサービスの宣誓に関する条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、国等により、押印原則の見直しが進められる中、本町においても、法令に基づく申請書等の押印を省略できるものについては押印不要とするため、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正するものでございます。改正の内容は、新たに職員となった者が署名を行う宣誓書類の押印を不要とするため、別記様式中の印を削除するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第38号、太子町固定資産評価審査委員会条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、国等により、押印原則の見直しが進められる中、本町においても、法令に基づく申請書等の押印を省略できるものについては、押印不要とするため、太子町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正するものでございます。改正の内容は、審査申出人が提出する審査申出書や口頭審理の際の口述書への押印を不要とするため、規定、文言の整理を行うものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（辻本 馨君） 教育次長。

○教育次長（池田貴則君） 議案第39号、太子町立総合スポーツ公園設置条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、行政サービスに係る受益と負担の関係について、より適正な関係に見直すため、その現状を整理した結果、近隣市町村スポーツ施設の料金体系や町税の負担状況を勘案し、総合スポーツ公園の使用料について、本町、富田林市、大阪狭山市、河内長野市、河南町、千早赤阪村の広域連携6市町村に在住、在勤及び在学する者以外の使用者に対し、町外使用料の設定を行うことについて、所要の改正を行うものであります。改正の内容は、広域連携6市町村以外の町外使用者の総合グラウンド、テニスコート及

び総合体育館の専用使用料を2倍に設定する料金体系に改正するものとなってございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻本 馨君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 議案第40号、太子町国民健康保険条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法の一部を改正する法律及び健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。改正の内容でございますが、出産育児一時金に含まれる産科医療補償制度の掛金額が、令和4年1月1日から引き下げられることに伴い、掛金引下げ後も産科医療補償制度加入医療機関で出産した場合に、引き続き現行の出産育児一時金の額を維持するための改正及び未就学児に係る均等割保険料の減額措置のほか、今回の法律改正で本条例に生ずる項ずれを解消するための改正を行うものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（辻本 馨君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（村上正規君） 議案第41号、太子町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、本町が徴収する一般廃棄物処理手数料のうち、し尿の処理に係る手数料について、収集運搬委託料の増額改定に伴い、受益者負担の公平性を図る観点から、受益者にご負担をお願いするため見直しを行うものでございます。改正の内容は、し尿、人員により算定するもの、1人一月「500円」を「620円」に、無臭トイレを使用している場合は、人員により算定した額に1世帯の加算額、1世帯1回当たり「310円」を「380円」に、上下等2か所の便槽を使用している場合は、人員により算定した額に1か所当たりの加算額1世帯1回当たり「310円」を「380円」に改正を行うもので、令和4年4月1日から改正、施行するものであります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（辻本 馨君） ただいま、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第 3 5 号、太子町印鑑条例中改正の件、議案第 3 6 号、太子町立万葉ホール条例中改正の件、議案第 3 7 号、職員のサービスの宣誓に関する条例中改正の件、議案第 3 8 号、太子町固定資産評価審査委員会条例中改正の件及び議案第 4 1 号、太子町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例中改正の件は総務まちづくり常任委員会に、議案第 3 9 号太子町立総合スポーツ公園設置条例中改正の件及び議案第 4 0 号、太子町国民健康保険条例中改正の件は福祉文教常任委員会にそれぞれ付託いたします。

○議長（辻本 馨君） 日程第 1 1、議案第 4 2 号から日程第 1 3、議案第 4 4 号まで、これら 3 件を一括議題といたします。

順次、提案理由の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第 4 2 号、令和 3 年度太子町一般会計補正予算（第 9 号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ 5 千 1 6 8 万 4 千円を追加し、総額を 6 0 億 3 千 2 0 3 万 2 千円とするものでございます。本補正予算の主な内容でございますが、まず歳出につきましては、新型コロナウイルス感染症対策、幼稚園、小中学校の I C T 環境整備に要する経費、医療保険、介護保険、障がい者に係る給付に要する経費及び人事異動などによる職員人件費の精査などについて予算措置を行っております。一方、歳入につきましては、歳出増加に伴う財源措置として、使用料、手数料、国、府支出金で予算措置を行い、財源調整として、財政調整基金繰入金で減額を行っております。

以上のとおり、本補正予算を提案するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（辻本 馨君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 議案第 4 3 号、令和 3 年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入予算の組替えを行うため、歳入予算のみを補正するものとなっております。歳入歳出予算の総額に変更はございません。本補正予算の内容でございますが、

国民健康保険基盤安定繰入金の額の確定に伴い、一般会計からの繰入金を増額する一方で、国民健康保険料を減額する歳入予算の組替えを行っております。

以上のとおり、本補正予算を提案するものであります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第44号、令和3年度太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ936万9千円を追加し、総額を14億4千512万5千円とするものでございます。本補正予算の内容でございますが、歳出につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、外出の自粛が長期にわたり続いたことで、介護予防・生活支援サービスの利用者が増加したことなどから、地域支援事業費における介護予防・生活支援サービス事業費及び審査支払手数料を増額いたしております。歳入につきましては、所定の法定割合に基づき、国、府支出金及び支払基金交付金並びに繰入金で措置しております。

以上のとおり、本補正予算を提案する次第であります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（辻本 馨君） ただいま、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第42号、令和3年度太子町一般会計補正予算（第9号）は予算常任委員会に、議案第43号、令和3年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）及び議案第44号、令和3年度太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）は福祉文教常任委員会にそれぞれ付託いたします。

○議長（辻本 馨君） 日程第14、議員提出議案第3号、北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための取組を推進する決議案、これを議題といたします。

本件について、提案理由及び内容の説明を求めます。

山田議員。

○9番（山田 強君） 議員提出議案第3号、北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための取組を推進する決議案について、原案の朗読をもって、提案理由及び内容の説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

新潟市の中学1年生だった横田めぐみさん（当時13歳）が北朝鮮に拉致されて11月15日で44年になった。拉致問題の解決はご家族の皆さんのためにも急務である。拉致は絶対許すことのできない国際犯罪である。ご家族の皆さんの悲しみは察するに余りあるものであり、最後の1人までもがご家族の元に戻られるよう、また消息が明らかになるよう、日本政府として北朝鮮に対して交渉ルートを持ち続け、拉致問題解決に心血を注ぐべきである。

1940年代後半から2000年頃にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となり、日本の当局による捜査や亡命北朝鮮工作員の証言により、これらの事件は北朝鮮による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになった。

2002年9月の第1回日朝首脳会談において、北朝鮮は初めて拉致を認め謝罪し、再発防止を約束した。同年10月には、5名の拉致被害者が24年ぶりに帰国したものの、安否不明（国が認定している12名）の方々については、いまだに北朝鮮当局から納得できる説明がされておらず、今なお自由を奪われ、長きにわたり北朝鮮にとらわれたままの状態、現在も救出を待っている。日本政府は、帰国した5名を含む17名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定しているが、このほかにも日本国内における日本人以外（朝鮮籍）の拉致容疑事案や、いわゆる特定失踪者も含め拉致の可能性を排除できない事案があるとし、拉致の可能性を排除できない失踪者は900名近くいると言われ、大阪府内では19名の失踪者リストが公開されている。

日本国内では、1997年に拉致被害者のご家族により、「北朝鮮による拉致被害者家族連絡会（家族会）」が2017年には特定失踪者（拉致の疑いのある失踪者）のご家族により「特定失踪者家族会」がそれぞれ結成されており、被害者の救出を求める運動により2021年9月末には1千500万筆を超える署名が総理大臣に提出された。

国においては、北朝鮮による日本人拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、国の責任において解決すべき最重要課題と位置づけ、その解決のためには、世論の一層の喚起が不可欠であるとし、特に若い世代に拉致問題は歴史ではなく、現在進行形の人権侵害かつ犯罪行為であることへの理解促進を図ることが重要であるとの認識の下、内閣官房拉致問題対策本部及び文部科学省から「北朝鮮当局

による拉致問題に関する映像作品等の活用促進について」(令和3年4月23日)が通知された。また、それ以前にも児童生徒が拉致問題について深く認識し、人権問題として考える契機とするため、アニメ「めぐみ」及び映画「めぐみ」の学校等における上映を促進するように、各都道府県教育委員会等を通じて学校等の関係機関に周知しており、大阪府教育庁においても、「府立学校に対する指示事項」に日本人拉致問題に関する理解を深める取組としてアニメ「めぐみ」を事例紹介しています。

また、拉致問題対策本部が毎年実施している、全国の中高生を対象とした北朝鮮人権問題啓発週間作文コンクールが実施されている。

よって、太子町議会は、一日も早い拉致被害者全員の救出に向けて、アニメ「めぐみ」、「拉致被害者御家族ビデオメッセージ～必ず取り戻す！愛する家族へ～」、拉致問題啓発舞台劇公演「めぐみへの誓い―奪還―」、映画「めぐみへの誓い」及び「北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクール」等を通じて、北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための取組を推進する。

以上、決議する。

大阪府南河内郡太子町議会。

以上でございます。

○議長(辻本 馨君) ただいま、提案理由及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

議員提出議案第3号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辻本 馨君) ご異議なしと認めます。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辻本 馨君) ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辻本 馨君) ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議員提出議案第3号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第3号、北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための取組を推進する決議案は、原案どおり可決されました。

○議長（辻本 馨君） 日程第15、太子町選挙管理委員会の選挙管理委員及び補充員の選挙について、これを議題といたします。

この度、選挙管理委員会の選挙管理委員及び補充員の任期満了に伴いまして、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定に基づき、選挙をすることになります。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選にて行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員に加藤孝次氏、杉本一夫氏、関本幸男氏、北山信行氏の4名を、補充員に松井剛氏、竹田浩氏、林英樹氏、南弘行氏の4人をそれぞれ指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名しました選挙管理委員4人と補充員4人をそれぞれ当選人として定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました加藤孝次

氏、杉本一夫氏、関本幸男氏、北山信行氏の4人が選挙管理委員に、松井剛氏、竹田浩氏、林英樹氏、南弘行氏の4人が補充員にそれぞれ当選されました。

これもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を散会といたします。

本日はご苦労さまでございました。

(午後 0時02分 散会)

【第 2 日】

令和3年 第4回太子町議会定例会会議録

令和3年12月15日(水) 午前 9時30分開会

◎出席議員(10名)

1番	斧田秀明君	6番	村井浩二君
2番	建石良明君	7番	中村直幸君
3番	西田いく子君	8番	森田忠彦君
4番	藤井千代美君	9番	山田強君
5番	辻本博之君	10番	辻本馨君

◎欠席議員(なし)

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町長	田中祐二君	住民人権課長	高上秀明君
副町長	藤原幹君	地域整備課長	堀内孝茂君
教育長	勝良憲治君	観光産業課長	西本武史君
政策総務部長	小角孝彦君	環境農林課長	木下明紀君
まちづくり推進部長	村上正規君	子育て支援課長	小路展裕君
健康福祉部長	子安逸二君	福祉介護課長	武部勝浩君
教育次長	池田貴則君	いきいき健康課長	松井靖君
秘書政策課長	東條信也君	保険医療課長	松岡健一君
総務財政課長	辻本知也君	教育総務課長 兼学校給食C所長	正野正君
会計管理者 兼会計課長	奥埜哲生君	学務指導担当課長	矢野敦則君
自治防災課長	辻中一嘉君	生涯学習課長	鳥取勝憲君
税務課長	木村厚江君		

◎議会事務局

事務局長 上田周治 書記 植木友也

◎議事日程第2号

日程第1 会議録署名議員の追加指名

日程第2 一般質問

- ・生涯学習施設の料金体系について……………山田 強君
- ・新型コロナウイルス感染対策について……………中村直幸君
- ・一般財源の確保と人口減少について……………森田忠彦君
- ・太子町ゼロカーボンシティ宣言について…………… 〃
- ・太子町のDX（デジタル・トランスフォーメーション）推進
について……………建石良明君
- ・ふるさと納税について…………… 〃
- ・収納対策について……………斧田秀明君
- ・キャッシュレス化の推進について……………村井浩二君
- ・充電スタンド設置について…………… 〃
- ・農業水路の整備について…………… 〃
- ・太子町としてがん患者に対する助成……………辻本博之君
- ・学校給食について…………… 〃
- ・太子町のこどもたちの安心・安全な学校生活…………… 〃
- ・公共のトイレに生理用品の常備を……………西田いく子君
- ・「受益者負担」の認識を正せ…………… 〃
- ・公民館の発展を…………… 〃
- ・気候危機対策を……………藤井千代美君

日程第3 議案第45号 令和3年度太子町一般会計補正予算（第10号）（町長提出議案）

(開会 午前 9時30分)

○議長(辻本 馨君) 皆さん、おはようございます。

本日は一般質問で本会議を再開させていただきましたところ、ご出席をしていただきまして、ありがとうございます。

本日は、全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。よって、これより定例会を再開いたします。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は、配布しておりますとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長(辻本 馨君) 日程第1、会議録署名議員の追加指名を行います。

会議録署名議員については、11月30日の本会議初日において、前議長より、辻本博之議員と私が指名されましたが、その後の議長選挙において私が議長となりましたので、会議規則第127条の規定により、4番、藤井議員を追加指名いたします。

○議長(辻本 馨君) 日程第2、一般質問を行います。

今回の一般質問通告者は、配布しております一覧表のとおり、9名の議員より通告を受けております。

それでは、通告順に従いまして、順次発言を許します。

まず1番目、山田議員の質問を許します。

山田議員。

[9番 山田 強君 登壇]

○9番(山田 強君) 9番、自由民主党会派、山田でございます。通告により質問をさせていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染症拡大は、ワクチン接種、そして、窮屈なマスク着用、手洗い、うがいなどの自粛生活が皆さんのご協力で日常的常態化し、収束の兆しが見えたかに思われましたが、新種が出現しました。引き続きご協力をよろしくお願いいたします。

さて、今回の質問テーマは、生涯学習施設の料金体系でございます。(仮称)生涯学習施設は老朽化した公民館と自習室を備えた図書館が1つになるもので、現在、建設工事が進められています。

この施設については、前浅野町長時代に計画、建設場所等について議会が疑議を唱え、予算執行に対する附帯決議及び特別委員会の設置など、より良い施設となるよう、町事務局と協議を重ねて工事を進め、来年7月のオープンの運びとなりました。公民館使用者にとっては長年の夢が実現し、大変喜ばしいことでもあります。

しかし、新施設については受益者負担の原則から有料と聞き、驚いております。一部の住民からは、本を借りるのもお金が必要なのか、また、1人で読書、休憩など利用するのにもお金が必要なのかという声が聞こえてきます。あくまでも貸館の占有が有料と理解しておるのですが、住民の皆さんの言葉から、入館料まで出てくるのは町も議会も情報発信が不十分と責任を感じております。

現在、公民館で活動されている方々は若い方からお年寄りまでおられ、その活動内容は、歌、ダンス、華道、茶道、手芸、陶芸など種々様々であり、年間を通じて多くの住民の方々が利用されている。まさに生涯学習施設そのものであります。

特に、ヨガなど高齢者の健康増進のために行っている活動団体の方々は、年金生活者の方も多く、楽しみにしている活動に費用がかかることになれば、活動そのものがなくなることも考えられます。言い換えると活動が生きがいであるにもかかわらず、有料がためにひきこもりになってしまうこととなります。

少し脱線しますが、三重県玉城町の社会福祉協議会、オンデマンドバス、通称「元気バス」1台を3台に増やしたら、町が開催している介護予防教室の参加者が大幅に増え、医療費が削減できたようです。無料バスがひきこもりを防止する事例でございます。

本町の公民館条例を見てみると、使用料が定められています。これまで使用料を徴収されなかったから、使用者全員が公民館は無料で使用できると思われています。なぜ使用料を徴収しなかったのでしょうか。この10年の使用者数とその金額は幾らなのでしょう。

仮に、今回の有料化は維持管理を目的とするなら、無料期間中の維持管理費はどこから捻出していたのでしょうか。ほかで捻出していれば、わざわざ有料にしなくても良いのではないかと思います。

更に様々な疑問が湧いてきます。総合スポーツ公園は有料施設、青少年グラウンドは無料、保健センターでは男のたまり場、社会福祉センターでは麻雀、囲碁などが無料、これらの公共施設はなぜ有料と無料ばらばらになるのでしょうか。

今度の新しい施設は老朽化した公民館の建て替え事業としてスタートしたはずなのに、

新しい施設になった途端、使用料を徴収するのはどんな理由があるのでしょうか。受益者負担ということで説明するなら、なぜ使用料を徴収しなかったのでしょうか。使用者の皆さんが納得される明確な説明を聞かせてください。

○議長（辻本 馨君） 教育長。

○教育長（勝良憲治君） 生涯学習施設の料金改正についてのご質問に対しまして、ご答弁を申し上げます。

公共施設の使用料は地方自治法第225条の規定に基づき、施設の使用の対価として条例の定めるところにより、徴収させていただくものでございます。

（仮称）太子町生涯学習センターは、住民の皆さんの趣味・教養・文化・芸術活動の拠点として、また、役場周辺の公共施設の耐震化と図書室の拡充を目的として、かつ観光交流センターの機能も集約した施設として現在工事を進めております。

工事と並行し、新しい図書、備品などの購入を進め、当初予定を前倒しいたしまして、令和4年7月の開館を目指しております。

センターは、図書館を含め、住民の皆様のだなたでも自由に利用することができ、また、その使用目的も生涯学習にとどまらず、様々な目的に利用が可能な施設となっております。

本施設は、貸部屋としての一定時間占用して使用される場合に限り、維持管理の経費の一部として使用料を頂く方向で検討しております。これは公平な利用に供しなければならない公の施設にあって、利用者がその施設の便益を受ける対価として負担を求め、施設を利用しない方との公平性を図るという考え方に沿ったものでございます。

その詳細な金額につきましては現在検討中でございますが、近隣市町村との均衡を考慮し、利用者に過度の負担とまらない範囲と考えております。

ただし、ご質問の中にもありましたように、図書館の利用はもちろんのこと、交流室などは無料でお一人でも自由にご利用いただけるオープンスペースとなっております。

本来であれば、現在の公民館も使用料を徴収させていただくべき施設となっておりますが、現在に至るまで徴収はしておりませんでした。

この経過につきましては、正直なところ、申し訳ございませんけれども、不明ではあるんですが、先ほど申し上げましたように、使用料は施設の便益を受ける対価としてご負担をいただき、施設を健全に維持管理するための経費の一部としております。

しかし、ご存じのとおり、現状の公民館は雨漏り、設備の度重なる故障など、使用に

支障を来すこともあるほど老朽化が著しいものとなっております。そのような状態にありながらも、使用していただかなければならない状況において、対価としての使用料を求めることが困難であったことがその理由の1つではないかと考えております。

公民館は多くの方に利用いただき、平成26年度からの平均の利用者数は1年間で約2万3千人に上り、本来頂くべき使用料は年間平均約200万円と試算されます。この使用料が徴収されなかったことより、健全な維持管理ができていないということのないよう、日常清掃など職員の努力により通常に使用できる状態を維持してまいったと考えております。

公民館のほかにも住民の皆さまが活動されている施設は数ヶ所ございますが、総合スポーツ公園、万葉ホール、また、旧観光交流センターなどのように使用料を徴収する施設と、各学校の施設開放や保健センター、福祉センターなど、使用料を徴収していない施設があります。

各学校の施設開放は義務教育施設であり、一定条件の下、学校の教育活動に支障のない範囲での貸出しに限っております。一般的に貸し出しする施設としてはやっております。

私のほうからは以上です。

○議長（辻本 馨君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 引き続き、町立保健センター及び総合福祉センターの使用料については、私のほうからご答弁を申し上げます。

まず、町立総合福祉センターについては、町内にお住まいの高齢者や障がい者の方々に各種相談やレクリエーションを通じた健康増進などのサービスを総合的に提供する施設として平成3年4月に開館しました。

総合福祉センターが利用者に対して提供する具体的なサービスの内容は、お風呂や麻雀、囲碁などで、これらの娯楽等を通じて高齢者等の生きがいや仲間づくりの拠点として、老人福祉法の定めにより無料でご利用いただいているところでございますが、個人やグループなど施設内の部屋などを貸し出す、いわゆる貸館は行っておりません。

また、町立保健センターにつきまして、保健センターの設置目的である健康づくり等の保健活動として、各種健診や保健活動を行うための集会など、町が行う様々な事業の場として、住民の皆様にご利用いただいているところでありますが、保健センターにつきましても、総合福祉センターと同様に個人やグループなどにセンター内の部屋をお貸

しする貸館は行っておりません。

以上でございます。

○議長（辻本 馨君） 山田議員。

○9番（山田 強君） 施設の使用料についての考え方は、使用する・しない等の言い分もあり、その使用内容が生活に欠かせないものなのか、単なる趣味、嗜好であるのか、それぞれの思い、主張は様々であります。

今まで無料で使用していた施設が有料になり、額の多い少ないかは人の感性ではありますが、生活スタイルや収入によって感じ方は異なります。特に、高齢者の皆さんには非常に厳しいこととなります。

先ほど申し上げましたように、公民館では年間を通じて老若男女、歌、ダンス、華道、茶道、手芸、陶芸など、多くの住民の方が利用されている。中でも高齢者の活動は介護予防の一役を担っていると考えられます。

町長は公約で、郷土からはばたく人材育成と社会教育の充実を目指すスポーツ団体の支援、高齢者が活躍できる場の創出や健康増進に貢献する団体、個人を支援、よいまちネットをはじめ、観光振興に取り組む団体や個人の支援と様々な住民団体の支援を打ち出しています。

新しい生涯学習施設で活動する方々は、本町の文化・芸術分野の振興に長年貢献されてきた方々であります。振り返ると、生涯学習施設建設が遅々として進まなかった検証期間、昨年6月、文化連盟から（仮称）生涯学習施設早期建設を求める請願が提出された当時、新築はするが使用料は無料の説明がなく、オープン直前になって有料を持ち出すことはあまりにも無計画なやり方ではないでしょうか。

誠意ある答弁をお願いしたいと思います。

○議長（辻本 馨君） 町長。

○町長（田中祐二君） 私のほうからご答弁を申し上げます。

使用料につきましては、検証の期間中も使用料の徴収につきまして、その結果として議会のほうにご報告をさせていただいております。また、その後に行われました住民説明会においても使用料の徴収については一定の説明をさせていただいているところでございます。ご理解のほど、よろしく願いいたします。

さて、公民館は年間を通じて、若い方からお年寄りまで、歌、ダンス、茶華道、手芸、陶芸など多くの住民の方にご利用いただいております。その内容も様々であり、同

じ嗜好の趣味を通じて交流を楽しむ方、研鑽を深めることによって技術の向上を目的として活動されている方、健康づくりのため体操などを楽しむ方など、目的も多種多様でございます。

これらの活動を安定的かつ継続的に安心して営んでいただくための支援の1つとして、活動するための施設の提供が重要な課題と考え、この度、老朽化した公民館に代わり、約9億4千万円の建築費をかけて、新しく図書館機能などを併せ持った生涯学習センターを整備することといたしました。

新しい施設は、音楽、体操などに特化した部屋や工作室や調理室には陶芸窯やオープンの設置など様々な活動に対応できるよう、機能を充実させた施設となっております。

本町としても住民の皆さまが良好な環境で活動していただくため、活動施設の提供、適切な施設の維持管理を行うことが重要であり、それにより活動の継続性を担保し続けることが最大の活動支援であると考えております。

また、自主的に進められているスポーツや文化全般において、団体の活動支援も重要な課題となっております。時代と共に高齢化や趣味嗜好の変容、学習にける機会の確保など、生涯学習には様々な現代的課題が出てきております。

会員の不足に伴う募集広報や活動団体の新規立ち上げの相談、指導者の育成や共通した課題に対応した研修会の実施など、これまでも社会教育団体の活動を支援してまいりました。

今後は公民館で活動されている方々はもとより、多くの住民の皆さまに生涯学習センターを積極的に利用していただけるよう、新たな支援策を検討し、実施につなげていきたいと考えております。

○議長（辻本 馨君） 山田議員。

○9番（山田 強君） この質問は、生涯学習施設有料無料議論の玄関口であります。今後、活動が提示されると思いますが、使用者が新しい施設で楽しく伸び伸びと活動されている姿を思い浮かべ、「さすが太子の町長。良いものを造ってくれた」と使用者が喜ぶ対応をお願いしたいと思っております。

最後に、田中祐二が実施したい施策の抜粋としてチラシがございます。「生きがいの創造や健康増進に貢献していただいている団体等を支援します。子どもからお年寄りまで笑顔を溢れる太子町に」、このチラシ、使用者のために丸ごと実現してほしいものがあります。

この施設を子どもからお年寄りまで笑顔溢れる希望の館にさせていただきたい。時間は十分あります。使用者の声を聴き、勇気ある決断を求めて、終わります。

○議長（辻本 馨君） これにて山田議員の質問を終わります。

次に、2番目、中村議員の質問を許します。

中村直幸議員。

〔7番 中村直幸君 登壇〕

○7番（中村直幸君） 議席番号7番、自民党の中村直幸でございます。通告に基づきまして質問を行います。理事者各位におかれましては適正なご答弁のほどをお願いいたします。

本日は、新型コロナウイルス感染症、日本国内で第1例目が令和2年1月15日、前日の1月14日、神奈川県内の医療機関から管轄の保健所に中国武漢滞在歴のある肺炎患者の報告、それが1月15日、コロナ陽性が判明いたしました。30代男性、神奈川県在住。この方は1月3日から発熱があったと、その当時は大きく報道されました。

また、渡航歴のない方で第1例目は、令和2年1月28日、お隣の河南町のバス会社で、武漢からのツアー客を乗せ、1月1日から1月11日の運行、60代の男性、奈良県在住。1月28日に陽性反応が出ました。判明が出たわけですがけれども、この会社は残念ながら、先月の末をもって整理されたと聞いております。

その後、全国では、昨日の人数ですが、感染者数が172万9千411人、死者数1万8千386人と、多くの感染者を出しております。

第1波としては感染者のピーク時でございますが、1番目の1波、これが720人、これは令和2年4月11日でした。続いて、第2波のピーク時は1千605人、令和2年8月7日です。第3波、7千955人、これは今年の1月8日。続いて、第4波、7千234人、これは今年の5月8日。第5波、これは大きく2万5千871人、これは8月20日のことでした。

しかし、本町は10月10日より、新たな感染者はなく、今日この頃も落ち着いているところでございます。しかしながら、第6波と称するオミクロン株の猛威はどのようになるのでしょうか。

このような状況の中、本町のワクチン接種については4月21日より、町内高齢者施設を巡回して、美野の里、すずの音、ふくの音さんと、7月1日までに施設接種を終え、並行して、5月13日より65歳以上の接種をPLの錬成会館、すばるホールで7月3

1日、それぞれに終わりました。15歳以上64歳以下の万葉ホールでの7月10日から10月16日で終わったようでございます。今までで、昨日現在でございますけれども、太子町では1万466人、86%が接種を済ませています。

しかしながら、国内では感染者数が、先ほど申しましたように、約173万人、死者数が1万8千人、本町においては111人と少なく、他の市町村と比べても感染者は少ないと思われまふ。それについては確かな情報と素早い行動だと思ひます。本当に素早い接種を太子町はやっていただいたと、関係者の方に感謝申し上げます。

そこで、今回の対策について、新型コロナウイルス感染症対策について個別にお尋ねをいたします。

1番目として、太子町でこれまでに感染された方々のその後の経過、111人、重症化の度合い、回復の推移、後遺症など、個人情報に関わることなので、分かる範囲でお答えください。

2番目として、更なる新型オミクロン株の今度の対策、課題についてもお聞かせください。

そして、3番目として、3回目のワクチンの接種、日程などお尋ねいたします。

○議長（辻本 馨君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 新型コロナウイルス感染対策について、私のほうからご答弁申し上げます。

まず、太子町でこれまでに感染された方々のその後の経過についてでございますが、中村議員の質問にもありましたように、本町の陽性者は累計で現在111人となっており、10月1日以降、新規の陽性者は確認されておひません。

また、富田林保健所から提供される情報では、12月14日現在において、本町の療養者はいないということでございます。

なお、本町の陽性者111人の個々の経過については、大阪府からの情報が提供されないため分かりかねるところではございますが、大阪府全体の状況といたしましては、12月14日現在、累計の陽性者数は20万3千300人で、死亡された方は3千64人となっておりまふ。また、現在入院中が35人、うち重症が1人で、宿泊療養20人、自宅療養43人、入院・療養調整中が6人となっておりまふ。

次に、変異株であるオミクロン株の対策でございますが、本町といたしましても、大阪府の対策に準じて行ってまいりたいと考えておりまふ。

また、現在、新規陽性者が抑えられている要因については、様々な意見がありますが、1つにはワクチンの接種が進み、なおかつ、マスクの着用、手洗い等の感染予防を住民の皆様が日常の行動として継続していただいていることにあると考えております。

オミクロン株につきましても、現時点でははっきりしたことは分かっておらず、我々にとって、どれくらいの脅威があるのかを冷静に見極める必要がございます。少なくとも、ワクチン接種とこれまで同様、マスクや手洗いといった基本的な感染予防の徹底を続けていくことが、今、我々にできる最も効果的な対策であると考えております。ウイルスの変異は常に起こり得ることで、今後も新たな変異株が出現することが予想されますが、その都度、不必要に怖がることなく感染対策を引き続き守っていただきますようお願いすると共に、本町といたしましても、今後も大阪府と連携しながら、感染予防対策を取ってまいります。

最後に、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種についてでございますが、2回目の接種から原則8ヶ月を経過した18歳以上の方を対象にワクチンの3回目接種を行うこととなっております。本町では65歳以上高齢者への接種を本年5月から開始したことから、3回目接種については来年令和4年2月から始める予定としております。

実施方法といたしましては、万葉ホールでの集団接種とし、現在、富田林医師会等と協議を進めております。

なお、先般、ワクチン接種の前倒し実施が取り沙汰されているところではありますが、ワクチン供給等、実施には様々な課題も浮上してきております。また、5歳から11歳の接種につきましても、現時点で確かなことは決まっておりませんが、本町といたしましては、医師会等と協議調整の上、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

なお、これら今後の接種については、詳細が決まり次第、広報紙や防災行政無線の定時放送、町ホームページ等でお知らせすると共に、今後、対象となられる方に順次送付いたします接種券にも案内を同封させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（辻本 馨君） 中村議員。

○7番（中村直幸君） ありがとうございます。

今、テレビ等でも、今朝もやっておりましたけれども、交接種はありますか。それで、受けられますか。これをお答えいただけますか。

○議長（辻本 馨君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） ただいま中村議員からご質問いただきました交互相種の有無、並びに接種を受ける方自らが選択できるかどうかについてのご質問でございます。

国におきましては、一定、交互相種については確保する判断をいただいているところでございます。また、本町において交互相種があるかどうか、これにつきましては、先ほどもご答弁申し上げましたように、ワクチンの供給量、こちらによって左右される部分が大きいかと思います。現状におきましては全ての方が本町の集団接種、これまで行っている分につきましては、ファイザー製ワクチンで接種のほうは行っておりますが、これを全てファイザー製で行うというのは、今後の入荷予測から考えますと、不可能ではないかというふうに考えております。

また、それぞれのファイザー製あるいはモデルナ製のワクチンにつきましても、入荷時期がそれぞれ異なってまいりますので、それぞれご希望をされる部分があるかと思いますが、中々ご希望に沿えるような形で接種していただくというのは、町の集団接種においては難しいかなというふうに考えております。

いずれにいたしましても、その辺の入荷の状況、その辺のところが詳細に分かってこない限りは、正確にこの場でご答弁するのは困難というふうに考えておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（辻本 馨君） 中村議員。

○7番（中村直幸君） 大変難しい質問をいたしまして、申し訳ございません。やはり、3回目となりますと、副反応等々がかなり言われております。そのことによって、やはり選べる分であればという声もあるのも事実でございます。そこらのところもよろしくお願いいたします。

行政としては、地震やその他の災害など、情報に素早い反応と確かな備え、これはコロナに対しても最大のワクチンではないでしょうか。これからも早い情報に対し、早い動きを示していただきますことをお願いいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（辻本 馨君） これにて、中村議員の質問を終わります。

次に、3番目、森田議員の質問を許します。

森田忠彦議員。

〔8番 森田忠彦君 登壇〕

○8番（森田忠彦君） 議席番号8番、自由民主党会派、森田忠彦でございます。通告に従いまして、一般財源の確保と人口減少について質問いたします。

先般、総務省により発表されました2020年国勢調査の決定値によると、2015年の前回調査と比較し、府内43市町村のうち31市町村で人口が減少しています。本町の人口においても5年前に比べ739人減少しており、増減率では5.38%の減と、府内でワースト6番目でありました。

ちなみに、隣の河南町の増減率は2.66%減と、府内ワースト18番目であり、私は常に河南町と施策面で本町との比較をするのですが、これも負けています。

私は緑豊かで、鉄道駅上ノ太子共に隣接し、南阪奈道路のインターチェンジを有している本町のポテンシャルは素晴らしいものを持っていると思います。しかし、近年、人口減少等により町税が減少している状況にあります。

そこでお尋ねいたします。自主財源の総額に影響を及ぼす町税の減少に対し、どのような対策を考えておられるのか、また多くの自治体において共通した課題でもある少子高齢化の進展と人口減少について、本町として具体的にどのような対策を考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（辻本 馨君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 一般財源の確保と人口減少について、私のほうからご答弁をさせていただきます。

まず、町税が減少し、自主財源の総額に大きな影響を及ぼすであろうことは、本町にとって最重要課題の1つであると考えており、今後も町税の増収に向けた企業誘致や定住促進への取組を進める必要があると考えています。

企業誘致関係としましては、今後、府道美原太子線沿いの西条地区に新たなドラッグストアが進出されます。また、市街化調整区域への工場の進出を促進にするため、大阪府の産業の振興を図る必要がある地域における工場等の立地を目的とする開発行為等の取扱い基準の活用について、大阪府と協議を進めているところでございます。

次に、本町の少子高齢化や人口減少に対する取組につきましては、第5次総合計画後期基本計画の重点プロジェクトと位置づけ、4つの基本目標の実現に向け、人口減少・少子高齢化対策及び住み良い地域づくりに関する事業の実施を進めているところでございます。

また、近年の取組としましては、子育て世帯への支援となるこども医療費助成の対象

年齢の拡大をはじめ、定住促進施策である三世代同居・近居支援補助制度及び結婚新生活支援事業補助制度の拡充などを行っております。

このような地方公共団体による積極的な子育て支援や地方移住等の取組とセットで利用が可能となる住宅金融支援機構の住宅ローン「フラット35地域連携型」については、マイホーム取得時の借入金利を一定期間引き下げるもので、太子町においても同機構と連携し、12月1日から利用いただけるようになりました。

この内容につきましては、今月の18日、土曜日の読売新聞に近畿地方における連携先として、他の地方公共団体と共に掲載される予定となっております。

また、今後におきましても、遊休農地のあっせんや新規就農者への支援に取り組むと共に、本町の地域資源を生かした観光振興として、「シビックプライドの醸成」や「二上山を何度も楽しむ仕掛けづくり」、また「空き家等の利活用による交流の場の充実」など、本町における交流人口や関係人口の増加につながるよう、様々な施策を進め、人口の流入につなげていきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（辻本 馨君） 森田議員。

○8番（森田忠彦君） 町長は、今年3月の施政方針において、少子高齢化の振興と人口減少を常に意識しながら施策を進めることが求められる、また、人口減少への対応として、安定した経済活動を行われることが必要であり、産業の振興や交流機能の向上により、地域の活力向上を図ると述べられています。

私も本町における人口減少対策は喫緊の課題と考えており、昨年12月の定例会において、人口減少対策としての一般質問を行い、4年前に寄贈いただいた、向少路の土地を活用した住宅造成を要望させていただきました。当時もこの土地の維持管理にかかる経費に触れさせていただきましたが、草刈り等で300万円近くかかり、今年度は借地とか何かで50万円ぐらいで済んでいるそうですが、このような維持管理経費が発生しない土地利用を考える必要があると考えています。

例えば、住宅造成をして50軒から70軒ぐらいの宅地造成を行い、若者世代の家族の流入を進めることにより、3人家族でも200人近くの人口増が考えられます。また、本町独自の子育て支援を更に充実させ、一人一人の子どもが2人、3人と産むような施策も考えていけばどうかと思います。

このことにより、町民税と雑種地が宅地並み課税に変わることにより、年間800万

円近くの固定資産税がそれぞれ増収されると期待されております。このような宅地造成を民間事業者のノウハウを活用して行うことにより、効果として、1つは子育て世代を増やし、人口減少を抑制する。2つ目、太陽光発電設備等を備えた省エネルギー住宅を推奨し、脱炭素への取組を推進する。3つ目に、これらのことにより町税の確保と充実が図れる、一石二鳥ではなくて三鳥になるものと考えます。

町長は、今回、まだ維新の勢いが強いので、2期目は無投票でまた行政を担当されると思いますが、今、任期中に、また2期目からこの向少路地区の土地活用に着手するつもりか、また、どのような活用方法を検討しているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（辻本 馨君） 町長。

○町長（田中祐二君） まず、私は人口減少や少子高齢化といった全自治体共通の課題に対しては、町外から人を呼び込むだけでは根本的な解決にはつながらない、まずは現在お住まいの住民の方々の満足度を上げ、魅力あるまちづくりを行うことが重要であると考えております。

ご質問の向少路地区の土地につきましては、これまで各種事業に伴う臨時駐車場や（仮称）生涯学習施設建築工事に伴う発生土の仮置き場、また、クリーンキャンペーンの最終集積場などに活用してきたところでございます。当該土地の本格的な利活用については、今年の8月に庁内の関係課による検討会議を開催し、各種法令を含め、具体的にどのような活用が可能であるかの検討を行いました。

その結果、寄附を受けた土地29筆の間に、所有者が分からない土地、いわゆる所有者不明土地が4筆存在することが明確となりました。

このような中、政府は所有者不明土地、全国で約22%あると言われておりますが、その活用促進として、公共目的で利用できる範囲を広げる方針を示し、防災施設や小規模な再生エネルギーの発電設備などの設置を認める方向で検討されております。

また、法務省は所有者不明土地の相続人調査を拡大する方針を示し、民間事業者が公共事業を行う場合についても、相続人調査に協力する方向で検討をされております。この所有者不明土地の取扱いについては、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の改正案が、来年の通常国会に提出されると聞いております。

いずれにいたしましても、前回ご答弁させていただいたとおり、市街化調整区域における地区計画ガイドラインにおいて、住宅の用途としては第一種低層住居専用地域で戸建て住宅に限定されており、今回の当該土地の面積は1.2ヘクタールで、5ヘクター

ルを下回っているところがございます。

このような状況を踏まえ、今後、所有者不明土地を含む当該土地について、どのような土地利用が可能かをサウンディング型市場調査や公民連携の活用も視野に入れ、検討を進めたいと考えております。

加えて、町が所有する全ての土地活用と今後のまちづくりに必要となると考えられる土地については、民有地も視野に含め、本町全体の将来を見据えた土地活用を考えていく必要があると考えております。

○議長（辻本 馨君） 森田議員。

○8番（森田忠彦君） ありがとうございます。

また、今日の新聞に、所有者不明の土地対策で国に帰属させることができる新法は、令和5年4月27日から閣議決定されたと載っていました。それに向けて、また、それよりも早く活用できるよう、考えていただきますよう要望いたします。

そして、次に、2問目に入ります。通告に従いまして、2問目、太子町ゼロカーボンシティ宣言についてお尋ねいたします。3月の定例会でも質問いたしましたが、再度質問させていただきます。

近年、世界各地では異常気象が発生し、国内においても猛暑や豪雨による自然災害が頻繁に発生するなど、地球温暖化が原因と言われる気候変動の影響が顕著化しており、生物多様性の保持を脅かす気候危機というべき深刻な状況となっております。

このような状況の中、2020年10月、当時の内閣総理大臣の所信表明演説において、2050年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことが宣言されました。また、太子町においても、本年7月20日に太子町ゼロカーボンシティ宣言が宣言されています。

そこで、お聞きします。今後、太子町所有の施設について、太陽光発電設備等、具体的な政策をどのように検討されるのか、ご答弁お願いいたします。

○議長（辻本 馨君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（村上正規君） 太子町ゼロカーボンシティ宣言について、私のほうから答弁申し上げます。

宣言では、2050年までに本町の二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すとしているところです。

脱炭素に向けて、これまでに実施した取組といたしましては、使用電力抑制として、

役場庁舎空調機器等の更新、道路灯・公園灯・防犯灯などのLED化を実施してまいりました。また、今年度は、企業・大学、府内市町村と協働し、公民連携で脱炭素社会の実現に向けた啓発活動や情報発信等の取組を行う「OSAKAゼロカーボンファウンデーション」への参画や、ダイドードリンコ株式会社との包括連携協定に基づく自動販売機設置によるゼロカーボンシティ推進の普及啓発と売上金からの環境関連事業へ寄附獲得、更に深刻化する衣類ゴミ対策についてのリユース事業への参加などに取り組んでおります。併せて、現在進行中の事業といたしましては、(仮称)生涯学習施設における太陽光発電設備の整備や太子町議会におけるペーパーレス会議システムの導入のほか、次世代を担う子どもたちにギネス世界記録への挑戦を通じて、SDGsへの周知と啓発、機運醸成を図ることを目的とする「OSAKA子どもの夢応援事業」への磯長・山田両小学校からの参加がございます。

今後は、ゼロカーボンシティ宣言、本文中にもあります2018年4月策定の「太子町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」について、来年度を基準年度として、評価分析を行い、次の5ケ年に向けて計画の改訂を行い、脱炭素社会実現を計画的に進めるためのロードマップ、いわゆる実行計画を作成する必要があると考えております。

ゼロカーボンシティ実現のためには、何より事業者や住民の皆様の理解と実践が必要不可欠と考えており、実行可能な計画とすべく、他団体の方向性等を参考に慎重に検討していく必要があると考えております。

また、太陽光発電につきましては、再生可能エネルギーとして脱炭素社会実現に向けて必要不可欠な取組と考えております。

国のグリーン成長戦略の重要分野といたしましても選定されており、今後の取組として次世代型太陽電池について、2030年をめどに普及段階に移行できるよう、研究開発を重点化することとされており、技術開発により既存の太陽電池では設置が困難な建物等への設置拡大が見込めることから、建物の屋根や壁面等、設置可能箇所について、今後の技術革新を注視しながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(辻本 馨君) 森田議員。

○8番(森田忠彦君) ありがとうございます。

今の答弁にもありましたが、技術開発により建物の壁面にも太陽光発電が設置可能ということですので、取りあえず、中学校の体育館、磯長小学校の体育館、山田小学校の

体育館はついておりますが、もっとキロ数を増やして、行政が脱炭素に取り組んでいることを住民に周知して、住民に協力してもらう体制をつくっていただくよう要望いたします。私の質問を終わります。

○議長（辻本 馨君） これにて、森田議員の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。再開は放送でお知らせいたします。

（午前10時28分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（辻本 馨君） それでは、再開いたします。

次に、4番目、建石議員の質問を許します。

建石議員。

〔2番 建石良明君 登壇〕

○2番（建石良明君） 大阪維新の会、建石良明です。通告に基づきまして、質問をいたします。

今回の私の質問は、太子町のDX（デジタル・トランスフォーメーション）推進について、これまでの取組状況と今後の取組についてと、2番、ふるさと納税について、取組状況についての2点であります。

まず初めに、太子町DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進について伺います。

DXとは、進化したデジタル技術を浸透させることで、人々の生活をよりよいものへと変革することです。「DX」と表示されますが、本来でしたら、「DT」と表示するところが本来なんですけれども、トランス（交差する）ということから「X」と表示されております。

社会の課題が多様化、複雑化し、また、コロナ禍で私たちの暮らしや経済が大きく様変わりする中、デジタル・トランスフォーメーション、先ほども申しましたが、いわゆるICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させることがより一層求められております。

国においては、令和3年9月にデジタル庁が発足し、そこではデジタル社会形成の司令塔として、未来志向のデジタル・トランスフォーメーションを大胆に推進し、来るべきデジタル時代における官民のインフラ整備を今後5年間で一気に成につくり上げるこ

とを目指しています。

一方、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市町村の役割は極めて重要で、行政サービスについて、デジタル技術やデジタルデータを活用して、住民の利便性を向上させること、また、デジタル技術やA I等の活用により、業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていくことが求められています。

このような中、太子町のこれまでの取組状況についてお聞きいたします。

○議長（辻本 馨君） 町長。

○町長（田中祐二君） 本町のD X（デジタル・トランスフォーメーション）推進への取組についてご答弁申し上げます。

令和2年12月25日付け、国において閣議決定されましたデジタルガバメント実行計画における自治体関連の各施策につき、自治体が重点的に取り組むべき事項、内容を具現化すると共に、総務省及び関係省庁による支援策等を盛り込んで策定された自治体D X推進計画に基づき、本事業を推進しているところでございます。

これまでの具体的な取組としましては、環境整備、情報発信、業務の効率化の3つの観点から順に申し上げます。

まず、環境整備につきましては、庁舎内に6ヶ所、職員のオンライン会議や研修への参加を促進するための設備を整え、各部署から高い利用頻度でもって活用実績が上がっているところでございます。

次に、情報発信分野におきましては、町ホームページをより見やすく、分かりやすくリニューアルすると同時に、A Iチャットボットを導入することで住民の方々の問合せに対し、24時間365日の対応が可能となりました。

また、本庁舎ほか公共施設に10ヶ所、様々なコンテンツが表示できるデジタルサイネージを設置し、住民の皆様に対して、写真や動画、音声などのデジタルデータを活用したお知らせを発信しております。

更に、公民連携住民協働による新たな取組として、包括連携協定を締結しているF.C.大阪と共同した太子TVによる動画配信と広報サポーターによる公式インスタグラムの投稿など、住民目線での情報発信を行っております。

3つ目の業務の効率化に向けた取組といたしまして、A Iによる議事録作成支援システムや職場内コミュニケーションの円滑化と情報収集機能の拡充を図るためのチャットシステムを導入し、デジタル技術やA I等を積極的に活用することにより、効率的な働

き方の実現に努めております。

○議長（辻本 馨君） 建石議員。

○2番（建石良明君） 今、これまでの取組状況では、主に環境整備や情報発信、また、業務の効率化へ向けた取組が実施されており、それぞれの分野においても活用実績も上がっていると答弁がありました。このDX推進に当たり、特に住民への利便性向上へ向けた取組が重要になってくると考えますが、役場組織の体制づくりも含め、今後の取組についてお聞きいたします。

○議長（辻本 馨君） 町長。

○町長（田中祐二君） 今後の取組としまして、太子町におけるDXの着実な推進を実現するための体制づくりは喫緊の課題と認識しており、役場組織全体で横断的な意見交換、業務に対する課題の集約、集約された課題に対する解決策の協議等を行うため、庁内全課の若手職員で構成された「太子町DX推進委員会」を組織しました。

今後、この委員会を中心に取り組むこととし、先般、12月1日に第1回目の会議を開催したところでございます。会議におきましては、自治体DX推進の意義、行政手続きのオンライン化へ向けての取組、自治体基幹系システムの標準化及び共通化について、基幹系システムの導入業者と推進委員間で情報交換を行い、自治体DXを取り巻く現状や課題等について参加者全員が共有したところでございますが、更に国の「地域情報化アドバイザー派遣事業」を活用し、幹部職員も含め、自治体DXへの理解を深める啓発活動の予定もしてございます。

その他、現在、予定しております具体的な取組内容としましては、議案書等の電子化を行う議会ペーパーレスシステムの導入及び役場庁舎1階住民ホールや万葉ホール、また新しい生涯学習施設における公衆無線Wi-Fi環境の整備、更に住民票のコンビニ交付や住民の皆様からの行政手続きのオンライン申請に対応した電子申請システムの導入などがございます。

また、大都市への人口偏在化が社会問題として取り沙汰される中、人々の新しい生活様式へのシフトが始まっており、地方の移住定住といった機運が高まりを見せています。

少子高齢化や人口減少による地域社会の活力低下といった課題への対策として、新たなサービス・付加価値の創出による経済発展を促進していくために、地域のデジタル化を推進し、住民がそれぞれに最適なライフスタイルを実現し、企業が質の高いサービスやモノを提供することができる地域社会を実現していくことが重要であると考えており

ます。

今年度は高齢者のデジタルリテラシー向上を目的としたスマホ講座の実施や観光アプリの導入、株式会社D I I I Gとの連携協定に基づくミッションアプリを活用したサイクルツーリズムの普及促進などの取組を進めているところでございますが、更に、日々刻々と進化し続けるデジタルツールを公民連携により積極的に活用しながら、地域のデジタル化を推し進めることで、地域の課題解決につなげてまいりたいと考えております。

今後も行政手続きのオンライン化へ向けた体制の強化や、環境整備の拡充など、住民サービスの向上に寄与するDXの推進に向け、全庁的に取り組んでまいります。

○議長（辻本 馨君） 建石議員。

○2番（建石良明君） 今後の取組として、DXの推進を実現するための体制づくりのために若手職員の太子町DX推進委員会を立ち上げ、会議も開催されて、課題解決のため住民サービスの向上に寄与するDXの推進に向け、全庁的に取り組んでいくとのことあります。

今後、住民が快適な暮らしができるよう、地域のデジタル化を推進していただけますようお願いいたします。

次に、ふるさと納税について取組状況をお聞きいたします。ふるさと納税制度につきましては、総務省が発表した令和3年度ふるさと納税に関する現況調査によりますと、制度の定着と浸透と共に、コロナ禍による巣籠もり消費の増加などの影響もあり、全国の令和2年度ふるさと納税寄附金受入れ額は前年度比で約1.4倍となる、約6千725億円、寄附件数は前年度比で約1.5倍となる約3千489万件となり、いずれも過去最高となっています。

一方、本町における令和2年度の寄附金受入れ額は、前年度比で30%となる135万8千円、寄附件数は前年度比で80%となる41件と、2年連続で減少し、特に寄附金受入れ額は大阪府内で最下位という結果となっており、ふるさと納税に力を入れている姿が見えてきておりません。

ふるさと納税の寄附金を増やすことは厳しい財政状況にあって、非常に重要なことであると考えますが、現在、どのような取組を進めているのかお聞きいたします。

○議長（辻本 馨君） 副町長。

○副町長（藤原 幹君） ふるさと納税制度は全国から寄附金の支援を得られるだけでな

く、本町の魅力発信や産業振興など、地方創生につながる非常に重要な制度であり、今年度からより戦略的かつ積極的な取組を進めているところです。

まず、PR方法について、従前から実施している事業者向け説明会や各種イベント等におけるパンフレットの配布に加え、新規事業者の開拓のため、職員による事業者への訪問を積極的に行っております。

また、ふるさと納税ポータルサイトについて、従前の1サイトから4サイトに増やし、全国的により広くPRを行うと共に、各サイトでの決済手段をクレジットカード払いに加え、スマホ決済など多様なオンライン決済に対応することで、より寄附を行っていただきやすい環境を整え、新たな寄附者の掘り起こしに努めております。

更に、寄附を頂いた方に対する返礼品につきましては、前年度より12品目を追加し、ラインナップの充実を行うと共に、様々な所得層からの寄附を募るため、寄附金額を4千円から150万円まで幅広く設定いたしました。

このような取組の結果、12月12日現在の寄附受入れ額は1千476万円となっており、年末に向けて更なる増加を見込んでおります。

引き続き、ふるさと納税制度を活用した本町の魅力発信と魅力のある返礼品の充実等に取り組むと共に、全国の皆様から頂いた寄附金については、地方創生のための貴重な財源としてしっかりと活用し、更なる魅力あるまちづくりを進めてまいります。

○議長（辻本 馨君） 建石議員。

○2番（建石良明君） ふるさとへの恩返しや地方創生を応援する制度として導入されたふるさと納税制度は、実際には寄附に対するお礼がカタログギフトのようになり、自治体間の返礼品競争が過熱した結果、総務省はお礼の品は寄附額の3割以内とするなど、上限を厳しくしました。そんな中、太子町は戦略的かつ積極的に取り組み、12月12日現在の寄附金受入れ額は1千476万円となっており、年末に向けて更なる増加を見込んでいるということでもあります。

今後も太子町の魅力発信と魅力ある返礼品の充実に努められ、貴重な財源確保をしていただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（辻本 馨君） これにて、建石議員の質問を終わります。

次に、5番目、斧田議員の質問を許します。

斧田議員。

〔1番 斧田秀明君 登壇〕

○1番（斧田秀明君） 議席番号1番、しなが会、斧田秀明でございます。通告に基づきまして、質問をさせていただきます。

今回は太子町の収納対策についての質問でございます。理事者におかれましては、適正なご答弁をお願い申し上げます。

昔の太子町では、納税貯蓄組合というふうなものが町会ごとにより、納税思想の高揚や税の知識の普及など、自主納税の推進に大きく貢献されたと聞いております。これは納税貯蓄組合法が制定され、昭和26年4月10日から施行されたものでございます。この組合は一般国民を対象にした税務行政全般に対する良き理解者を増やすことで、納税資金の貯蓄を進め、期限内納付がスムーズになるよう、広報などを中心とした活動をするを主眼としていました。

ところが、この納税貯蓄組合が衰退した理由といたしまして、地域住民にサラリーマンが増えてきたことから、源泉徴収による納税が増えましたので、また、それ以外におきましても、銀行等での振替納税が普及したことで、この組合に入るというふうな余地がなくなった状況もありました。また、現在の個人情報保護の下ではこのような活動も困難なものになってきていたというふうな社会的な情勢があります。

さて、これまでの太子町での町税や国民健康保険料、介護保険料の収納対策について、滞納されている方に向けた取組についての質問をさせていただきます。

納付期限が過ぎても納付されない納税者に気づいてもらうような必要がありますが、どのような対応をされていますか。また、生活困窮などの方に対する対応はどのようにされていますか。そして、国民健康保険料につきましては、平成27年頃が一番そういう環境が厳しかった時期ではないかなというふうな記憶があります。そこから現在までどのように取り組み、どのような成果や課題が出たのかというふうなことにつきまして、答弁を求めます。

○議長（辻本 馨君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 収納対策について、私のほうからご答弁申し上げます。

町税は、住民サービスの水準を保ち、持続可能な行政運営を堅持するための重要な自主財源であることから、適切な収納対策に取り組んでいるところでございます。

滞納整理は、早期対応、早期着手が効果的であり、新たな滞納を増やさないことを念頭に、納付期限を過ぎても納付されない納税者に督促状、催告書を発送し、早期の納付や相談を呼びかけ、その後も納付に応じていただけない場合、財産調査等を行い、差押

え等の滞納処分を行うなど、負担の公平性の確保に努めております。

また、毎年12月は税金や保険料の徴収重点月間であることから、広報紙を通じた税金や保険料の納付勧奨の掲載に加え、今年度は太子TVでも啓発を行い、徴収対策に取り組んでいるところでございます。

特に、納付相談を受ける際には、相談される方の収入や生活状況等の実情を詳細に聞き取った上で、生活困窮の実態が明らかになった場合、必要な支援機関につなぐなど柔軟かつきめ細やかな対応に努めているところでございます。

次に、国民健康保険料を見ますと、平成27年度にあつては、現年度滞納分を含めた全体の保険料収納率は82.5%であり、滞納分だけを見ますと、24.6%と、保険制度維持に欠かせない歳入の柱である保険料収納については、脆弱な基盤での運営を余儀なくされていたところでございます。

収納に携わる職員の知識や経験も不足していたことから、この間、ハードとソフト両面において、収納強化の取組を進め、平成27年度以降、町税に引き続き滞納管理システムを導入し、またコールセンター要員でもある徴収専門員も配置しました。コールセンターでは、長期未納とならないよう電話勧奨し、納付忘れになることを未然に防ぐための取組に力を入れています。

また、大阪府域地方税徴収機構に参加するなど、これまでに多くの債権を回収できたことから、令和2年度では収納率が飛躍的に向上し、現年と滞納分を含めた全体の保険料収納率は92.5%、滞納分にあつては45.5%と、大阪府内の自治体43団体中、3位まで上昇することができました。

このように組織内での取組を進める一方で、納税や納付される方の環境整備を図り、利便性を向上させることも重要な観点であり、このため、様々な納税・納付環境の整備を進めてきたところでございます。

また、これまでの金融機関等の窓口納付や口座振替に加え、平成24年8月に町税を、平成27年1月からは国民健康保険料、介護保険料を対象にコンビニ収納を開始しております。

キャッシュレス決済の取組では、平成28年1月に、ペイジーによる役場窓口での即時口座振替登録を、更に令和2年度からはスマートフォン決済サービスを導入するなど、社会環境の変化に合わせて、多様な納付機会の提供に努めてまいりました。

なお、更なる取組としてスマートフォン決済のサービスの拡充やクレジットカード決

済がございますが、納付される方の利便性の高さと共に、対人非接触型の納付方法であり、新型コロナウイルス感染症の予防対策にもつながることから、今後の導入について検討をしております。

以上でございます。

○議長（辻本 馨君） 斧田議員。

○1番（斧田秀明君） ご答弁ありがとうございました。

ただいまの答弁の中でもありましたように、平成27年度の保険料の収納率は8割程度であったものが、令和2年では9割を超える実績で、大阪府内で3位まで飛躍的に向上したということは本当に素晴らしいことだと思います。担当された職員の方だけではなく、部署が一体となって頑張っていたからだと思います。

また、収納環境づくりとしまして、金融機関の窓口での納付や口座振替、コンビニ収納、ペイジーによる役場窓口での即時口座振替登録やスマートフォン決済サービスを実施された経過などについての説明もいただきましたが、時代はどんどん電子化がされたりとか色々な形で変わってこようと思いますが、収納環境についての多様な納付機会の提供の検討を、今後とも続けていただけたらというふうに考えております。

それでは、2問目に移ります。

行政の業務は多岐にわたっていますが、職員の異動希望を聞くことができたとしたら、人気のない職種の上位はこの税金や保険料の徴収部門ではないでしょうか。この部門の仕事は期限内に支払われていない町税や保険料を払ってもらう徴収を確保することだというふうなことです。それから、9割前後の人たちが期限内に納付しているような環境の中ですので、そういう人たちと公平性を図らなければならないという重要な仕事でもあります。ただ、人気のないのも事実だと思います。

平成27年には国保の滞納額が1億円を超えていたように記憶しておりますが、徴収機構が設立した時から職員を派遣していますが、これまでの経過と今後の取組につきましての答弁を求めます。

先ほどの答弁の中でも触れました大阪府域地方税徴収機構についての質問です。

まずは設立された目的について、そして本庁からの職員を派遣することを決めた経過や実績についてもご答弁をお願いします。また、大阪府域地方徴収機構における本町の徴収実績につきましてもご答弁をお願いします。

○議長（辻本 馨君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 大阪府域地方税徴収機構は、平成27年度に大阪府職員と参加団体の市町村の職員が連携し、個人住民税をはじめとした地方税の滞納整理を推進すると共に、参加市町村の税務職員の徴収技術の向上を図ることを目的に設置されました。

本町では過去から収納率向上を目指し、様々な取り組みを実施してきたものの、景気の低迷などによる滞納の増加に加え、専門的知識やマンパワーの不足により、徴収率の飛躍的な改善が難しい状況がございました。

そこで、この徴収機構に参加することにより、滞納整理のノウハウの習得を図り継続的な徴収率の改善を目指し、平成27年度設立当初から派遣を決めたものでございます。設立当初、参加した市町村は27団体であったものの令和3年度には37団体となり、大阪府一丸となり徴収率向上に向け、努力しているところでございます。

ご質問にありました本町からの職員の派遣についてでございますが、今年度を含め、これまで5人の職員を継続的に派遣し、徴収機構と緊密な連携を図っております。加えて、平成29年度からは国民健康保険料の滞納整理も行っており、派遣職員を税務課と保険医療課の兼務とさせることで、滞納に関する情報の共有を図り、町税及び国民健康保険料の徴収体制の充実を行ってまいりました。

派遣期間後に町に戻った職員は徴収に関する専門的な知識や技術を習得し、その後、職務においても、その能力をいかんなく発揮していることから、職員の人材育成に大きく貢献しております。

次に、これまでの徴収機構における本町の徴収実績でございますが、平成27年度から令和2年度までの6年間では、引継ぎ件数、延べ496件、引継ぎ総額、1億8千391万8千円、そのうち徴収済み額としまして、1億2千624万円で、徴収率は68.64%となっております。

徴収機構に引き継ぐ案件は、回収困難な債権が多いにもかかわらず、このように徴収実績にも多大な効果が見られることから、徴収機構に参加するメリットは大きく、今後引き続き職員を派遣することは、滞納整理の専門性を持つ職員が増えることとなり、町全体の徴収体制の充実につながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（辻本 馨君） 斧田議員。

○1番（斧田秀明君） ご答弁ありがとうございました。

大阪府域地方税徴収機構への職員派遣について、先ほども発言させていただきましたように、徴収というふうな職務柄、決して楽な仕事ではありません。送り出す側として心理的なケア等もぜひともお願いしたいと思います。

まだ行政は往々にして縦割りであると言われていますが、派遣職員を税務課並びに保険医療課の兼務とさせるというふうなことで双方の徴収体制の充実が図れるなど、このことはほかの職場につきましても当てはまることができるように思います。

何よりも大阪府域地方税徴収機構における本町の徴収実績が平成27年度から令和3年度までの6年間で、引継ぎ総額が1億8千万円程度、徴収済み額が1億2千万円程度、しかも、その徴収率については7割に迫る実績を出されているというふうなことです。

本当に滞納というふうな実績が出にくい環境の中での徴収実績としてはすばらしいものだというふうに思っております。これから益々のご活躍を願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（辻本 馨君） これにて、斧田議員の質問を終わります。

次に、6番目、村井議員の質問を許します。

村井議員。

〔6番 村井浩二君 登壇〕

○6番（村井浩二君） 議席番号6番、村井浩二でございます。通告に従いまして、「1. キャッシュレス化の推進について」「2. 充電スタンド設置について」「3. 農業水路の整備について」、以上3問の質問をさせていただきますので、明確なご答弁をよろしくお願い申し上げます。

まず、キャッシュレス化についての質問をさせていただきますが、近年、民間における支払いではクレジットカードはもとより、交通系ICカード、QRコード決済など、電子マネー決済が飛躍的に普及しております。

また、皆さんも日常生活において利用されていることと思いますが、高速道路の通行料支払いにおけるキャッシュレス化、いわゆるETCカードでございますが、国や高速道路会社が兼ねてから打ち出していました高速道路のETC専用化が2022年春より首都圏の高速道路からETC専用運用を順次本格的に移行していくとのことでした。

支払いにおけるキャッシュレス化は支払う側にとっては手持ちの現金がなくても支払いができ、また、面倒な小銭のやり取りも不要になります。そして、受け取る側にとってもレジの時間が短縮、現金管理からの解放、消費動向のデータ収集など、様々な利点

があり、民間ではキャッシュレス化が当たり前になってきております。

その一方、行政ではキャッシュレス化がほとんど進んでいないのが現状であります。本町の役場職員にキャッシュレス決済サービスを日頃よりどんなときに利用しているか尋ねると、通勤時に交通系ＩＣカード、毎月の固定的支払いにクレジットカード、コンビニエンスストア、スーパーマーケットや飲食店ではＱＲコード決済を利活用されている職員さんも少なくないようです。

特に、女性の方はキャッシュレス決済をうまく使い分けて、決済サービスに付与されるポイントやマイルをためて、日常の生活にうまく工夫、活用されていらっしゃるようです。

国においてはコロナ禍の経験を踏まえ、アフターコロナ社会の新しい生活スタイルの中でのキャッシュレス化が掲げられておりますし、本町の行政においても町民の利便性向上につながると考えます。

そこで、本町の公金支払いの現状と今後どのように進めていくのか、町内民間事業者へのキャッシュレス化への推進の考え、そして、町内で運行していただいている公共交通機関のキャッシュレス決済導入への考えをお伺いします。

○議長（辻本 馨君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） キャッシュレス化の推進について、まず、私のほうからご答弁申し上げます。

キャッシュレス化の推進に向けた全国的な動きとしましては、令和２年度の「キャッシュレス・ポイント還元事業」や「マイナポイント事業」など、政府主導による大型施策の影響もあり、社会全体においてキャッシュレス化に対する理解が深まり、多くの民間事業者においても導入が進んでおります。

一方、新型コロナウイルス感染症の拡大により、新しい生活様式として非接触にも世間の注目が集まり、先の大型施策終了後においても、各分野においてキャッシュレス化へ向けた取組が進められていることから、消費者の意識が利得性のみならず、利便性を重視するよう変化していることが想像できます。

それを裏づけるようなデータとしまして、我が国のキャッシュレス決済比率は、令和元年度に２６．８％という水準にあり、平成２９年度以降、毎年２％以上の伸びが見られます。

このことから日常の消費生活において、キャッシュレス化の浸透は今後更に深まることが確実と考えております。

本町におきましても、このようなニーズに対応するため、町税や国民健康保険料、介護保険料などの納付に際しまして、従来からの口座振替による納付を更に促進させる取組や、ペイＢ（P a y B）やラインペイ（L I N E P a y）など、スマートフォンによる決済を可能としたサービスを導入しております。

また、キャッシュレスサービスの利活用に当たり懸念される、デジタル・ディバイド、つまり情報格差への対策としまして、総務省が実施する「デジタル活用推進事業」受託事業者と協定を締結し、65才以上の高齢者を対象とした「スマホ講座」を実施し、マイナンバー関連や行政手続きだけでなく、アプリのインストール方法や使用方法のほか、セキュリティ対策を含めスマートフォンを安心してご使用いただくために必要な知識の習得に役立てていただきました。

今後もこういった行政が主体となるべき取組を拡充させ、全庁横断的にキャッシュレス化を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（辻本 馨君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（村上正規君） 続きまして、経済活動推進の観点から、ご答弁申し上げます。

事業者によるキャッシュレス決済は、業務効率化や売上げ拡大に結びつき、消費者の視点からも利便性向上に寄与すると共に、更には非接触型の取引による安全安心の確保の点から、新型コロナウイルス時代に対応したビジネスモデルとしても推奨されているところです。

本町に関連した取組としましては、令和2年度、富田林商工会により、事業者の業務の効率化等を支援するためのキャッシュレスセミナーを実施してまいりました。町内事業者の状況は、詳しい調査は行っておりませんが、全国展開、または地域展開する日常生活用品を扱う小売業の店舗のほか、一部の個人事業者の店舗においてキャッシュレス決済が導入されている状況について聞き及んでいます。

また、公共交通事業者のキャッシュレス化につきましては、現在、金剛自動車株式会社において、国の補助金（訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金）を活用したＩＣカードシステムの導入を検討されています。

これに伴い、金剛バスの沿線自治体であります本町と富田林市、河南町、千早赤阪村の4市町村により、国の補助金以外の導入費用の一部を補助する独自の支援策について

の検討及び協議を行っているところです。

町内でもキャッシュレス化が徐々にではありますが、日常生活に浸透しつつある中、国や大阪府の動向を踏まえ、啓発活動などの取組を進めてまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（辻本 馨君） 村井議員。

○6番（村井浩二君） ただいまキャッシュレス化を全庁横断的に推進してまいりたい、また、公共交通機関事業者に交通系ＩＣカード決済導入への独自支援策の検討・協議を行っているとのことをご答弁をいただきまして、金剛自動車さんにはぜひともこの機会に交通系ＩＣカード決済を導入していただき、通勤通学時または観光客の皆様はこの決済サービスを利用していただき、利便性の高めた公共交通機関の利用促進策になると大いに期待しておりますし、そして、新しい生活スタイル、デジタル化が私たちの想定よりも早いスピードで普及している、または普及すると実感し、推測しております。

そして、シニア層の皆様を中心にスマホ講座、またはキャッシュレス決済アプリ講座など、定期的を開催していただき、1人でも多くの住民の皆様に参加していただき、スマホ、パソコンをうまく活用してこのデジタル化、キャッシュレス化という波に誰1人乗り遅らせない、取り残さない、全ての住民の皆様がデジタル化社会の中で心豊かな新しい生活スタイルを享受できるように、事業を実施、計画していただけるよう強く要望いたします。

次に、2問目でございますが、充電スタンドの設置についての質問をさせていただきます。

充電スタンドといっても、充電式の電気スタンドのことではありません。ここにいらっしゃる皆様はご存じだと思いますが、先ほどの質問のデジタル化、キャッシュレス化同様、昨今、脱炭素社会の中で急激に普及しております電気自動車、プラグインハイブリッド車などの充電スタンドのことです。

現在、本町においては、脱炭素社会への取組といたしまして、2018年に策定された太子町地球温暖化対策実行計画が実施されております。そして、国の計画では2035年までには全ての乗用車の新車販売が電気自動車になると計画されております。

現在、本町において充電スタンドが設置稼働されている箇所は、太子カントリー倶楽部に設置されている1台のみでございます。範囲を南河内郡に広げても、設置されているのは本町の1ヶ所1台だけとなっております。

そして、政府においては、今年度補正予算案に電気自動車の購入補助金をこれまでの2倍となる最大80万円、プラグインハイブリッド車はこれまでの2.5倍となる最大50万円にそれぞれ増額されます。また、今後、自動車メーカーで導入が予定されている軽自動車サイズの電気自動車には最大で50万円を補助するとのことです。これらの普及に不可欠な充電スタンドの設置補助も拡充される見込みです。

そこで、昨今、災害時に電源として活用が期待されている電気自動車やプラグインハイブリッド車の公用車の導入や役場庁舎や道の駅など、公共施設に充電スタンドの設置計画についての本町の考えをお伺いします。

○議長（辻本 馨君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（村上正規君） 充電スタンド設置について、私のほうからご答弁申し上げます。

2015年12月、第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において採択されたパリ協定では、「産業革命前からの世界の平均気温上昇を2度未満に抑える」という目標が国際的に広く共有されています。

国においては、「2050年カーボンニュートラル」が宣言され、経済と環境の好循環に向けたグリーン成長戦略が策定されるなど、脱炭素社会実現に向けた取組が加速されると予測されます。

本町の脱炭素社会への取組といたしましては、2018年4月に策定いたしました「太子町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」において、2017年度から2022年度の5年間で二酸化炭素削減10%以上の目標を掲げており、今後、評価・分析を行い、2050年ゼロカーボンに向けて計画の改定を行ってまいりたいと考えております。

また、充電スタンドにつきましては、経済産業省が定めておりますグリーン成長戦略において、14の重要分野の1つとして「自動車・蓄電池産業」が挙がっており、今後の取組としまして、2035年までに乗用車の新車販売で電気自動車100%、充電インフラを15万基設置、遅くとも2030年度までにガソリン車並みの利便性を実現とされております。

このような国の方針を受け、本町の公共施設等において電気自動車の使用者が気軽に充電施設を利用できる環境を整えることは必要であると考えられます。

設置場所といたしましては役場庁舎をはじめとして、観光拠点である道の駅などが想

定されますが、特に観光拠点における設置は本来の目的に加えて、交流人口の増加と本町のシティセールスとしてのPRにもつながることから有効であると考えられます。

なお、設置に際しましては、今後の電気自動車の普及状況を見定めると共に、国の補助制度の内容やかかる経費など総合的に判断しながら、本町の電気自動車導入と併せて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（辻本 馨君） 村井議員。

○6番（村井浩二君） ただいま充電スタンドの設置に際しては、今後の電気自動車の普及状況を見定めると共に、国の補助制度の内容や設置経費などを総合的に判断、検討していきたいとのご答弁をいただき、まずは本町の公用車に電気自動車を導入することにより、充電スタンドの設置の必要性を身をもって感じると考えます。

石川県加賀市ではEV公用車のカーシェアリングが試験的に実施されます。市役所で使用されない夜間や休日に、EV公用車5台を観光客や市民に貸し出して、交通の利便性を高め、災害時にはEV公用車を非常用電源として活用していくとの先駆的施策の報道もありました。

ご答弁にありましたように、本町が注力しております観光振興施策にも安心して、電気自動車に乗って、来訪できる観光地になると思われれます。また、充電スタンド僻地状態の南河内郡においても、先駆的に設置することを期待しております。

ここまで1問目、2問目とデジタル化社会や脱炭素社会へと急激に進むことが予測されます質問でございましたが、そもそも国際的に脱炭素社会の実現を共同宣言されたのは、1997年に発行されました「京都議定書」に続き、2015年に採択された「パリ協定」で地球規模の温暖化が原因と思われる自然災害が世界各国で頻発しており、国際社会が協力して、温暖化対策に取り組む大切な一歩となりました。

つい先日も、米国において歴史的な最大規模の竜巻が発生し、多くの死者、負傷者が確認されるなどのニュースが世界各国を駆け巡りました。また、我が国においては、台風や線状降水帯の起因となるゲリラ豪雨、また温暖化による海面上昇により、我が国の貴重な領土でもある南鳥島の水没の危機など、水に関する災害が多発しております。

本町においても、記憶に新しいところでは、平成29年10月、台風21号により山田地区の山林で同時多発的に土砂崩れが発生し、大規模な被災となりましたが、地元関係団体、役場、大阪府、国が一丸となり、復旧作業に当たられ、その後の農空間の確保

に寄与されたと考えております。

そしてまた、昨年度は担当局一丸となり作成していただいた太子町国土強靱化地域計画を活用し、住民の安全安心なまちづくり、良好な農空間の保全など、インフラ整備の計画を住民と共に、国、府のご理解とご協力を得ながら、整備計画を急ぎ進めなければならないとも考えております。

しかし、大規模に被災した箇所の下流部においては、機能保全の水路や土砂が堆積したままのため池など、特に水稻栽培に欠かせない用水の安定供給が困難な状況にあります。

私自身も地元水利組合の一員として活動させていただいておりますが、農家の皆様、関係団体や地元自治会の皆様より、複数箇所において早急な整備が求められております。

そこで、本町の水路の整備計画についてのお考えをお伺いします。

○議長（辻本 馨君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（村上正規君） 農業水路の整備について、私のほうからご答弁申し上げます。

農業水路における日常の維持管理につきましては、地元水利組合等をお願いしているところではございます。経年劣化等により修繕工事の必要性が発生した場合は、主に3つの手法により改修を実施しております。

1つ目としましては、比較的軽微な損傷で利用者が特定されるような場合に「土地改良事業材料給付」といたしまして、改良のための使用材料の現物支給を上限30万円とし実施いたしております。

2つ目といたしましては、不特定多数の方が利用される水路での補修でございます。「農業用施設等補修事業」といたしまして、上限30万円で修繕工事を実施しております。

3つ目としましては、本年度実施いたします「大溝水路改修」のような一体的な大規模修繕が必要となるような改修で国土強靱化地域計画に基づく農業水利防災に係る事業について、国の緊急自然災害防止対策事業債を活用しながら改修を行うものでございます。

昨今、農家の高齢化や新たな担い手不足による農業離れが加速していく中、農業用施設の維持管理が大変厳しい時代になってきていると痛感しておりますが、修繕の必要な箇所については、農業関係団体や周辺自治会等、地元の声に耳を傾け、周辺調査を行っ

た上で計画的に改修を行う必要があると認識しております。

また、農業用水路については、地域の雨水排水を兼ねていることから、水路を適正な状態に保つことが防災上重要となっております。常に水路の状態を役場で把握しておくことは困難であることから、日々の清掃等の維持管理について、地元水利組合等との連携は必要不可欠でございます。

今後も地元住民の協力を得ながら、良好な農業水路の保全に努めて参りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（辻本 馨君） 村井議員。

○6番（村井浩二君） ただいま調査した上、計画的に改修を行い、住民の協力を得ながら良好な農業用水路の保全に努めたいとのご答弁をいただき、水路やため池など、農業用施設の改修は待ったなしの状況でございます。ぜひとも新年度予算に盛り込んでいただき、関係団体や自治会などと維持管理の役割をしっかりと取り交わし、良好な農空間の保全に努めていただきたいと思います。

また、ここ2年、全庁挙げて、コロナウイルス感染症対策に全力でご尽力されつつ、並行して日常業務を進めていかなければならないという困難な状況ではございますが、引き続き緊張感を持って職務の遂行に当たっていただきますよう、激励とお願いといたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（辻本 馨君） これにて、村井議員の質問を終わります。

次に、7番目、辻本博之議員の質問を許します。

辻本博之議員。

〔5番 辻本博之君 登壇〕

○5番（辻本博之君） 議席番号5番、公明党、辻本博之です。通告により一般質問をさせていただきます。理事者におかれましては、適切なお答弁をよろしくお願い申し上げます。

未だ新型コロナウイルスは収束に至らず、新たな変異株の出現など、予断は許されませんが、本年はワクチン接種も進み、コロナと闘いながらもより良い方向へ生活様式が変革されております。今後は、3回目のワクチン接種の実施、コロナに対する経口薬の実用化、経済対策など町民が町政にかけける期待にお応えできるよう邁進してまいります。

それではまず初めに、がん患者に対する医療用補正具購入費の助成について質問させ

ていただきます。

今、生涯でがんになる人の割合が2人に1人という時代を迎え、多くの方ががんと闘っている現状があります。がん治療に効果的なものの1つに、抗がん剤治療があります。抗がん剤の主な副作用としてほとんどの人が影響を受けるのが脱毛です。目に見えるだけにとってもつらい副作用と言えます。

今年の春、私の知り合いが健康診断でがんの兆候が見つかり、病院で精密検査を受けた結果、乳がんが判明、医師と一番効果がある治療を協議した結果、抗がん剤治療をすることになりました。治療が始まってから徐々に髪が抜け始めたそうです。治療剤でやはり覚悟はしていたものの、がんの宣告だけでも相当なストレスであることに加え、実際に抜け落ちる髪を目の当たりにしたときに、非常にショックだったそうです。病院から療養ウィッグの紹介を受け、パンフレットを取り寄せ、お店にも行かれたそうです。しかし、決して安価なものではなく、一般的なものでも高価でした。

がん治療にかかる医療費の負担やご主人が奥さんの病院への送迎や付添いをする中で、仕事も休まなければならなくなり、経済的に大きな中、保険適用ではない療養ウィッグの購入はかなり負担が大きかったそうです。また、同様に、乳がんの患者が乳房を失った場合に使用する医療用乳房補正具も保険適用外のため患者にかなりの負担がかかります。ウィッグや乳房補正具は美容医療とみなされるため、公的医療保険適用外となるそうです。

しかし、患者のがんが精神的、経済的に大きく、気持ちが落ち込んでしまっただけでは、がんに立ち向かうどころか、生きる気力さえ衰え、質の良い治療ができる環境とは言えません。がんの特効薬は笑うことだとも言われます。がん患者の方々の本当の笑顔を取り戻すため、行政として町民の健康と命を守る立場から、がん治療に悩みを抱えている方に対し、前向きに抗がん剤治療や療養生活の質の向上を図る支援が必要なのではないでしょうか。

既に、こうした支援に取り組んでいる自治体があります。近くでは富田林市、河内長野市などです。患者も療養生活の質の向上及び精神的、経済的負担を低減するための観点から、療養ウィッグ、補正具の購入時の一部助成する支援を導入されております。

本町においても、がんと闘われている方々の社会復帰の後押しや自信を取り戻すきっかけづくり、そして社会との関わりを積極的に持つことができるよう、町独自の取組として支援体制の導入をすべきではないでしょうか。本町のお考えをお聞かせください。

○議長（辻本 馨君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 太子町としてがん患者に対する助成について、私のほうからご答弁申し上げます。

辻本博之議員のご質問にもございましたように、がんの治療過程では抗がん剤の副作用で髪の毛が抜けたり、乳がん手術の際の乳房切除など、少なからず容姿に影響を及ぼすことがございます。

がん治療では、入院だけではなく、退院後、通院しながら治療・療養する期間が長くなります。治療をしながら仕事を続けられている方も増える中、身体機能の低下だけでなく、外見の変化による精神的な苦痛により、社会生活が困難になる場合は少なくありません。

大阪府内では、富田林市や河内長野市など5市ががん患者への医療用ウィッグや乳房補正具の購入補助を実施されています。また、大阪府ではがんサバイバーシップ支援として、がん患者の治療と仕事の両立支援やがん相談支援センターによる相談支援、情報提供が行われております。

一方、本町では、これまで早期発見・早期治療につながるよう、がん検診に注力してまいりました。胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮がんといった5がんの検診について、対象年齢の違いはあるものの、平成29年度から500円の自己負担を無料にして実施してまいりました。また、平成30年度からは胃カメラでのがん検診も無料で実施いたしております。

早期発見により日常生活を取り戻された方もおられ、その体験談を広報紙に掲載することで、早期発見・早期治療の重要性を啓発し、がん検診の受診を勧奨してまいりました。

しかしながら、がんと闘病生活を続けながら社会生活を送る方々が自分らしく生きられるよう、精神的、経済的負担を軽減し、生活の質を向上させることは重要であり、本町として、どういう支援をどういった形で行えるか検討していくべき課題であることは確かです。

がん患者の支援については、身体的や社会生活上の不安を和らげ、安心して暮らし続けられるよう、医療用ウィッグや補正具の購入費助成を含め、他の先進自治体の事例や国の動向を注視しながら研究検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（辻本 馨君） 辻本博之議員。

○5番（辻本博之君） ご答弁ありがとうございました。

病気になることは誰にでも起こることです。病に倒れると心身共につらいことでしょう。その本人を間近で見ることで家族もつらい思いを強いられることとなります。町としてできる施策を打ち出し、つらい思いをしている患者本人、また、ご家族が不安を断ち切り、笑顔で暮らせる毎日を取り戻せる手助けができるよう、医療用ウィッグ及び乳房補正具購入助成事業の取組を前向きに前向きにご検討いただくよう、強く強く要望して、質問を終わらせていただきます。

次に、学校給食における残食について質問させていただきます。

現在、本町では、町立幼稚園、磯長・山田両小学校、町立中学校で給食が実施されておりますが、本町だけにかかわらず、全国規模で給食の食べ残しによる食品ロスが問題となっています。

子どもたちが給食を残す理由の60%以上が「嫌いなものがあるから」、次いで、「量が多過ぎるから」「給食時間が短いから」とあります。また、食べ残しの多い献立・食材に野菜のメニューが85%でトップ。次いで、魚のメニュー、海藻のメニューが多く、肉やデザートはほとんど食べ残しがなく、10年前に比べると、偏食の児童は増加傾向にあるそうです。逆に子どもたちが好きな献立、食材に挙げられるのはカレーライス、パン、麺、デザート、揚げ物となっています。

このアンケートだけでも、単に好きだから食べる、嫌いだから食べないでは済まされないようです。子どもたちが好きな食べ物には炭水化物をメインにしたものが多く、食物繊維が少ない、嫌いな食べ物に挙げた野菜類にはビタミンやミネラルなどの栄養素や食物繊維を含んでいます。

給食センターの栄養士や調理師の方々が子どもたちの成長の体の調子を整えるため、工夫したメニューの考案や心を込めた調理配膳などのご苦勞が、ただ嫌いだからという理由で食べ残されてしまうのは非常につらいことです。

現在、本町ではどのくらい食べ残しがあるのでしょうか。嫌いの理由がただの食わず嫌いなのか、調理方法によるものなのかなど、なぜ嫌いなのかの原因を知り、大人がもっと工夫することで、子どもが食べられるようにすることができるのではないのでしょうか。現在、町として子どもたちが給食を残さずおいしく食べるよう工夫されていることは、どのようなものがありますか、お答えください。

○議長（辻本 馨君） 教育次長。

○教育次長（池田貴則君） 学校給食の残食の問題についてのご質問に私のほうからご答弁を申し上げます。

子どもたちの健やかな成長には、学校給食の果たす役割は大きく、その重要性を踏まえた献立作成ができるよう、学校給食センターでは栄養教諭、管理栄養士、そして、調理に携わる職員と協議をしながら、安全安心でかつおいしい給食の提供に取り組んでおります。

太子町立学校給食センターでは、メニューごとに残量を毎日計量し、献立作成時には残量調査の結果を参考にしながら、適正な量であったのか、味を調整したり料理の組合せを検討したり、常に見直しをしています。食材を決定する際には、PTAなど保護者からの意見を反映できる仕組みとすると共に、献立を作成する際には、幼小中学校それぞれの代表者による検討委員会により情報交換をし、協議して献立を決定しております。

太子町の学校給食における子どもたちの特徴としては、残食は大変少なく、野菜や魚などもよく食べていただいております。和食の人気の高いのですが、主食と汁物の残量がやや多く、中学生の残食率が増加傾向にあるようです。

給食センターでは、子どもたちが苦手な野菜は細かく切ったり、食べやすい味つけにするなどの工夫をしていますが、食べ慣れていない野菜などは、食べやすい料理に加え、残食の量を見ながら、少しずつ変更を加えるなどの工夫もしております。同じ食材であっても、いろいろな調理法や味つけで何度も食べるという体験を通して、食材に慣れていくことができると考えています。

幼稚園では給食時間を長めに取ることで、食べることに時間を要する園児も残さず食べられるよう設定し、苦手なものでも一口は食べるよう促し、見た目だけの判断で残食させないように励ましたり、子どもたちの頑張りを周囲が支援し、頑張ったときには、ご家庭にも連絡をして、保護者の方と共有するようにしております。

小中学校においては、放送委員の子どもたちが食育や給食に関する校内放送を毎日してくれています。また、フードロスの学習を通じて、子どもたちが食べ物を大切にする事の気づきを得て、残食を減らせたという、学習と連動した成果につなげております。

今後もこのような工夫と取組を積み重ねながら、残食を抑え、おいしい学校給食の提供ができるよう、取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（辻本 馨君） 辻本博之議員。

○5番（辻本博之君） ご答弁ありがとうございました。

給食の役割を簡潔に述べると、「1. 栄養を取って健康になる」「2. 正しい食事習慣を身につける」「3. 学校を楽しい場にする」「4. 食事に感謝する」「5. 食事は様々な人の活動によって得られることを知る」「6. 日本の食文化を知る」「7. 食事になるまでの流過程を知る」とあります。

つまり、給食は栄養を取るだけではなく、食事に感謝することや楽しく食べることも大切ということです。食べ残さないようにと子どもたちに完食を強要することであれば、給食のストレスが原因で不登校になる子ども出てくるでしょう。学校の教職員と生徒が一緒になって考えるべき問題なのではないでしょうか。

解決の第一歩として、1、子ども自身に食べられる量を決めさせる。2、給食時間を5分長くする。3、食材が給食になるまでを見学し、命の大切さを学ぶことを既に実施しておられるご答弁をいただきました。本当にありがとうございました。

小さいことでも取り組んでみることで、子どもたちは完食できた喜びで、自信が湧き、教職員もやりがいを感じられるのではないのでしょうか。

学校教育を見学させていくことは、学校だけではできません。もちろん、生徒たち、そのご家族の皆さん、教育委員会、町政など、多くの皆さんの協力とご理解により、初めて成立いたします。これまでより、より良く楽しく、子どもたちが学校に通えるようにどうか検討していただきたいと申し上げ、質問を終わらせていただきます。

次に、児童通学路の安全対策について質問をさせていただきます。

毎朝、子どもが学校へ通うために利用する通学路ですが、午前7時30分から8時15分前後が通学時間帯となっており、ちょうど通勤時間とも重なり、車の運転をされるドライバーは細心の注意を払って運転されていることと思います。

しかしながら、全国でも通学中の子どもの列に車が突っ込み、子どもが犠牲になる交通事故が後を絶たず、警視庁の調べによると、登下校中の事故で死亡したり重傷を負ったりする児童の数は、過去5年間で900人に上っています。

これには、軽傷やけががなかった事故、中学生以上の子どもたちが含まれておらず、実際にはもっと多くの児童生徒が事故の当事者となっています。

本町におきましては、多くの方々が子どもたちの安全確保のため協力していただいております。本当にありがとうございます。その取組の中で、町独自で動いていただい

いたのは、平成30年より開始された町道六枚橋太子線の叡福寺東交差点の通行規制の取組です。朝は交通量が多く、狭い道幅で車の往来は非常に危険なので、何とか考えてほしいとの前々からの保護者の要望があったものであります。

現在、平日午前7時半から8時半までの車両通行規制をされております。叡福寺東交差点の聖和台方面からの右折と役場方面からの直進を規制するもので、開始当初は確認せずに進入する車両が多くありましたが、だんだん定着しつつあるようです。

しかし、規制をかいくぐる運転も少なからず起こっているのも事実です。聖和台方面、役場方面からの車両は一旦交差点を通過し、住宅街入り口付近でUターンをし、交差点を左折する車両があります。朝は皆が忙しく、急ぐ時間帯であることも十分に理解できます。だからといって、1台が危険な運転をすることで、他者に迷惑がかかったり、また、違う事故も起こりかねません。

町民だけでなく、全ての大人が子どもの交通安全にもっと理解を深められるべきだと思いますが、本町のお考えはいかがでしょうか。

○議長（辻本 馨君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） ご質問いただきました学校通学路の安全確保について、特に磯長小学校近くの叡福寺東交差点での取組についてですが、地元住民の皆様のご理解とご協力により、既にご存じの通り、平成30年2月23日より、平日の午前7時30分から午前8時30分の間において通行規制を行っております。

通行規制の実施後におきましても、学校やPTA、子どもの安全見守り隊の方々などの協力により、通学路の安全確保の活動を行っております。これらの取組により、通行量は確実に減少しており、以前と比べ、安全が確保できていると考えております。

また、本年1月の太子町広報におきまして、改めて通行規制について周知すると共に、子どもたちが安全に通学できるよう広く町民の皆様にご協力をお願いしたところでございます。

しかしながら、ご指摘のとおり、通行規制を守らない車や交差点を通過してUターンする車も見受けられます。叡福寺東交差点を含めた通学路における子どもの安全確保につきましては、住民の皆様交通安全の啓発を行うと共に、引き続き学校やPTA、見守りボランティアの方々、及び富田林警察など関連機関と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（辻本 馨君） 辻本博之議員。

○5番（辻本博之君） 本町として、学校、PTA、警察、見守り隊ボランティアの方々、全ての方が子どもたちの安全を心から願って行動してくださっていることがよく分かります。これからも更なるご協力をお願いしたいと思います。

しかし、ここまでしたからもう十分だということはないはずです。事故が起こった後では手遅れです。全国各地で歩道のない通学路で登下校中、児童が交通事故に巻き込まれて死亡するという本当に痛ましい事故が今年も多発しています。

国道166号線の大型車両の交通量は南阪奈道路開通から増えており、磯長小学校のPTAから春日西交差点の横断歩道の滞留場所がないので改善してほしいという要望が長年にわたりあると聞いていますが、交差点付近の土地の建物が取り壊され、現在、駐車場と空き地の用地になっているのをご存じでしょうか。

ここは上ノ太子駅への通勤通学路でもあります。建物を建てたりして、土地利用がなされると、歩道設置はできなくなります。このタイミングを逃したら、50年、100年、いや、もう不可能かもしれません。

子どもたちが少しでも安全に通学できるよう、国や府に春日西交差点付近の歩道設置を早急に要望していただきたい。また、警察による警戒にもっと力を入れていただき、交通規制を守っていても、危険な行為を取るドライバーには厳しく注意喚起をしていただくことも要望いたします。

先日、小学校の女の子が下校途中、信号のない横断歩道で道を渡るために待っていたので、車を停止させ、横断を促したところ、女の子は私にペコリとおじぎをして、道を渡っていきました。とてもほほえましい光景でした。素直で礼儀正しい子どもたちが伸び伸びと育っていくのは、これまで子どもたちに関わってきた大人たちの思いが通じているからではないでしょうか。大切な太子町の宝を守れるよう、通学路の安全対策には町全体で取り組んでいただきたいと申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（辻本 馨君） これにて、辻本博之議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は放送にてお知らせいたします。

（午後 0時14分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（辻本 馨君） それでは、再開いたします。

次に、8番目、西田議員の質問を許します。

西田議員。

[3番 西田いく子君 登壇]

○3番（西田いく子君） 通告に基づきまして、1問目、公共のトイレに生理用品の常備をについて質問いたします。

新型コロナウイルスの影響で女性の貧困が顕在化し、経済的な事情などで必要な生理用品が買えない、生理の貧困が社会問題となっています。女性の生理は世界でも日本でも意識的につくられた穢れの概念が強く、長い間、語る事がタブー視されてきました。今、日本でも沈黙を破り、女性の性について語り始められています。生理をめぐる不平等に目を向け、ジェンダー平等を実現していこうと取組が勧められています。

「#みんなの生理」という団体が高校生、大学生を対象に行ったアンケートでは、5人に1人が金銭的な理由で生理用品の入手に苦労したと答え、購入できない場合、生理用品を長時間使う、トイレットペーパーなどで代用するという深刻な声が寄せられています。生理の貧困は特に若い女性を中心に広がっているとされる中、全国で生理用品の無償配布を行う自治体が増えてきています。

3月8日の国際女性デーから5月27日までの期間に、生理用品の無償提供の取組を公表した自治体が100を超えました。内閣府男女共同参画局による生理の貧困にかかる地方公共団体の取組では、生理の貧困にかかる取組を実施している、実施した、実施を検討していると回答した地方公共団体の数は581団体で、調達元としては備蓄品、防災備蓄が最も多く、次いで予備費の活用も含む予算措置、企業や住民からの寄附、社会福祉協議会や教育委員会と連携して取組を実施している例や、民間事業者と協定を締結して、無料のナプキンセンターを設置することで、継続的に支援を行う例もあるとのこと。

具体的には公共施設や小中学校のトイレに生理用品を備え、自由に使えるようにした、生活支援相談窓口、社会福祉協議会、男女共同参画センター、保健センターなど、各種相談窓口と連携したことで、必要な支援につなげやすくするなど、様々な方法があります。

豊島区では、生理用品が必要であることが窓口に聞きづらいという女性に向けて、カードを作成し、それを提出すれば配布を受けることができる、細やかな配慮が話題になりました。

大阪府でも全ての府立学校で必要な生徒が生理用品を無償で使えるようにする方針を発表するなど、背景にある貧困に対応するために設置する自治体が増えています。コロナ禍の中ではありましたが、近隣市町村でも何らかの支援をしており、生理の貧困に対応していないのは太子町だけでした。

そこでお尋ねします。内閣府男女共同参画局の調査では、調達元としては防災備蓄が最も多くあります。太子町は防災計画にも重点物資として生理用品が備蓄されていますけれども、この備蓄品を活用したらいかがでしょうか。また、ここで認識を取りたいのですけれども、毎日新聞、11月17日の生理の貧困をまずは知ってもらうことが大事だと、当時の女子中学生が動画をつくっているとの記事がありました。

通常ナプキンは数時間に1回は取り替えるため、1人1枚では到底足りないのですけれども、震災のとき、避難所で男性が支援物資の生理用ナプキンを1枚ずつ配ったそうで、男性にはその知識がなかったということだそうです。

太子町では防災計画に書かれている枚数で十分なのでしょうか。1日1人当たり何枚を想定するのでしょうか。また、この問題は6月議会でも取り上げましたけれども、トイレでの常備については管理面や衛生面においても、課題が残るために実施していませんが、町立小中学校においては保健室に生理用品を備蓄しているから事足りるとの答弁で、トイレに設置するとの答弁をいただけませんでした。6月以降も設置自治体は増え続けています。太子町でも公共の施設に生理用品を常備する考えはないのでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（辻本 馨君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） まず、災害時の避難者用の生理用品の備蓄についてのご質問でございますが、生理用品の備蓄は、太子町地域防災計画において、重要物資備蓄目標量として定めており、その中で、1人1日当たり5枚としております。これは大阪府地域防災計画に準じており、太子町における生理用品の備蓄目標量は想定避難者数などから34枚となっております。

なお、本町における生理用品の実際の備蓄につきましては、太子町役場水防倉庫、山田小学校体育館、青少年グラウンド倉庫に分けて、現在1千枚以上を備蓄しております。また、災害時において緊急に必要な場合は、災害協定を結んでいます企業から優先的に購入できることとなっております。

次に、学校や役場などの公共施設のトイレに生理用品を常備することについてのご質

問でございますが、議員ご指摘のとおり、一部の自治体で公共施設のトイレに生理用品を常備する取組が進められております。このような中、本町の学校施設のトイレでの生理用品の常備につきましては、6月議会でもご答弁させていただいておりますとおり、管理面や衛生面などにおいて課題があるため、実施していない状況でございます。

引き続き、保健室等に常備しており、また、先般、大阪府の災害用備蓄グッズとして備蓄されていた生理用品の提供を受け、町内小中学校に配布したところであり、日常の学校生活のみならず、校外活動にも職員が携行するなど、児童生徒の支援を行ってまいります。

なお、役場庁舎などのトイレにつきましては、現時点において生理用品を設置する予定はございませんが、今後も経済的な困窮により生理用品を購入できない方のニーズの把握に努めると共に、近隣自治体の取組を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（辻本 馨君） 西田議員。

○3番（西田いく子君） これは、前を見ても、男性しか座っていないので、本当にうちに帰って、奥さん、娘さんがいらっしゃったら聞いてみてください。「1日5枚で足りる」と、こういう会話ができるおうちであっていただきたいなと思います。

近隣のことをこれから注視すると思いますが、私、近隣、どこの自治体か忘れたんですが、大阪府内の全部、どういう対応しているかというアンケートを取って、ある程度回収してるんです。そのデータは持っているはずなんですよ。今から研究、よそもやっているみたいですねというような話ではなく、太子町としてどう取り組むんだということとはしっかり考えていただきたいと思います。

前も言いましたが、保健室に置いているというのは1ついいんですよ。いいんですけども、では、「先生、これを下さい」と言いに行けるかということとか、中学校ですと、休み時間少なくて、トイレに行って帰るだけでも時間が大変という中で、もらいに行行って、先生と話ししてということが物理的な問題もきっちり考えて、前向きにやってください。ちょっと前の方たちだけでは考えつかないんだったら、女性の職員さんにもよく話を聞いて、前向きに進めてください。

生理の貧困が女性だけの問題でなく、社会全体の問題として全国に広がったことは、女性の生理の理解が進んでいくことにつながります。生理用品の公共施設の設置を通じ、ジェンダー平等の社会の実現へと発展させることにつながるのだという認識を持ってい

ただきたいと思います。

生理用品の恒久的な無償配布、学校など公共施設のトイレへの設置を強く要望いたします。非課税の対象とするなど、より安価で入手しやすくすることも必要です。職場や学校などでも生理に関する知識や理解を深め、女性が過ごしやすい環境を整えることを求めまして、この質問は終わります。

続きまして、受益者負担の認識についてお尋ねします。

今議会に提出された使用料・手数料の見直しについての提案理由に、行政サービスにかかる受益と負担の関係について、より適正な関係に受益者負担の公平性を図る観点から見直したとの説明がありました。全庁的に使用料・手数料を見直したということですが、統一された基準があるのでしょうか。町長部局と教育委員会では基準が違うのでしょうか。

これも2021年9月議会での答弁です。いろいろあったのですが、この受益者負担の考えについて、経費の全てを公費、税金で賄うことになれば、施設を利用していない方も利用する方と同額を間接的に税という形で負担することとなり、施設の利用者との負担の公平性が確保できないということになるため、使用料を負担する施設の利用者と施設を利用しないが税によって、その経費を負担することによる住民双方の理解を得ることが重要であると考えます。

そのため、施設運営にかかる経費の一部を使用料としてご負担いただく受益者負担の原則であると考えております。この考えは町長部局、教育委員会、同じ考えなのでしょうか。

自治体の仕事に民間経営の手法の導入が押しつけられてきました。全てがコストと効率で評価され、効率が悪いと、それで企業は切り捨てられ、受益者負担の名で国保料、保育料、上下水道料金、ごみ収集料金をはじめ、住民負担が押しつけられてきたのが、この間の自公政権です。

目先の採算に合わなくても、住民福祉のために必要な仕事をやってこそ、自治体ではないでしょうか。もうけを追求する民間と住民福祉の増進という使命を持つ自治体で受益者負担に対する考えは同じなのでしょうか。それとも、違うのでしょうか。受益者負担に対する認識についてお答えください。

○議長（辻本 馨君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 受益者負担の意義につきましては、公共事業は通常その

利益が広く一般の住民の皆様に及ぶため、その財源は主に税金によっていますが、事業によっては特定の者に対してのみ利益が生じる場合もございます。

例えば、公共下水道事業につきまして、その工事に際し、事業効果が及ぶ範囲の住民の方に受益者負担金をご負担いただき、事業を進めてまいりました。

また、公の施設の使用に関しましても、使用者つまり利益を受ける者に対し、利益の範囲内で事業費の一部を負担してもらうことにより、負担の公平を図ることは、地方自治法第225条にも規定された基本的な考え方であり、受益者負担に対する本町の考え方も、町長部局、教育委員会もこれに則したものであります。

施設使用料を例にご説明しますと、施設の運営、維持管理にかかるコストに対し、使用者にご負担いただきました収入を充てているわけですが、主な内容としましては電気代や水道代、設備の点検や清掃にかかる費用などの一部に充当しており、将来にわたり安全、快適に施設をご利用いただくための貴重な財源として活用させていただいております。

また、受益者負担に対する民間と自治体の考え方につきましては、負担いただく範囲に大きな違いがあると考えております。一般的に民間企業は利益を追求しますので、お客様に負担いただく金額を設定する際、建設費や運営費などのあらゆる費用を考慮し、利益も含めて料金に転嫁していくため、自治体のように多くの財源を税金で賄って住民福祉の増進を目的とした行政サービスを提供している事業体とは、事業の形態が根本的に違うという認識を持っております。

以上でございます。

○議長（辻本 馨君） 西田議員。

○3番（西田いく子君） 受益者負担ということは、ちょっとしっかり考えなあかんと思うんです。下水道料金受益者負担というのがありますけれども、広く考えると、下水道が通ることで環境が良くなって、その土地値が上がるという受益が得られるというような考え方でも受益者負担が使われたりしていますので、全てが全て自治体に入るとは思えません。

使用料及び手数料の見直し基本方針、令和3年度を拝見いたしました。受益者負担の原則として使用料及び手数料収入は施設の維持管理、行政サービスの経費などに要する費用に充当されているが、その費用を賄い切れない場合、不足分は公費、町税等で負担することになる、行政サービスまたは施設を利用する人としらない人との負担の公平性を

確保することを目的とする、受益者に応分の負担を求めることを原則とすると書かれています。

自治体が本当にこの考えでいいのかが、今問われているのです。受益者負担、利益を得た者が負担しなさいという考えはおっしゃるとおり、民間ならもちろん当てはまりません。レストランで食事をしたら、その分を払うなどは当たり前のことです。しかし、行政が違うのは、税金で運営しているということです。民間は税金で運営しているわけではありません。住民だけではできないことを行政が税金で行っているということです。

施設を使っている人がいるのに無料で使うのは不公平、使わない人のを考慮して、料金を払え、これが負担の公平性でしょうか。言い方を変えれば、罰則のようなものです。行政でこのような受益者負担の考えがまかり通れば、救急車を多く呼んだ人が多く払え、この道路を多く通った人が多く払えとかにつながりかねません。なぜ、税金を集めているのか分からないことになります。費用を賄い切れない場合、不足分は公費で負担することになると言いますが、当たり前のことです。

使用料・手数料を取って、黒字を生まないまでもプラスマイナスゼロになるような行政サービスなんてないのではないのでしょうか。自治体の役割の根本が問われる問題で、受益者負担は当たり前の有料化在りきではなく、個々の事例について議論を重ねた上で、有料・無料、値上げ・値下げを住民の声を聴いて決めるべきだと思っています。

受益者負担の原則は自治体にはなじみません。地方自治法にその答えがあります。同法第1条の2第1項は、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする規定しています。住民福祉の増進、つまり住民サービスの向上のための自治体、太子町が存在していること、存在しているという基本に立ち返って、受益者負担に対する認識を正すべきだと申し上げて、この質問を終わります。

最後に、公民館の発展をについて、質問させていただきます。

公民館は大きく分けて、町内会などが設置したものを指す場合と自治体が法令により設置したものを指す場合とがありますけれども、太子町でも公民館は条例に定められており、社会教育法に位置づけられる教育機関です。

住民のために各種事業を行い、生活文化の振興や社会福祉の増進に寄与することを目的としています。学校教育に小学校や中学校があるように、社会教育には公民館、図書館、博物館、太子町では歴史資料館があります。

公民館は戦後焼土と化した日本を平和国家として再建するために民主主義を身につける場、学び合い、教養を深める場、地域産業の振興や地域の生活を豊かにする場となってほしいとの願いを込めてつくられたものです。

そして、今日では公民館は「集う」「学ぶ」「結ぶ」の機能を有した住民の学習権の保障と学習支援、住民自治の向上、地域づくりのための機関として位置づいてきました。

社会教育法第5章、公民館、第20条（目的）で、「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする」とされ、第22条（公民館の事業）に、「公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。」とし、「1 定期講座を開設すること」「2 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること」「3 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること」「4 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること」「5 各種の団体、機関等の連絡を図ること」「6 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること」と法に定められています。

太子町での公民館活動は活発で、太子町の施設の中で稼働率が高い施設です。令和2年度太子町教育委員会点検強化報告書に文化活動として公民館活動について書かれています。

平成26年度からの数字の最大が平成30年度の延べ利用人数2万5千45人、延べ団体数1千74団体です。コロナの影響もあって、令和2年度の延べ利用人数は1万4千728人、延べ団体数は1千115団体です。令和2年9月の数字ですけれども、公民館クラブが43団体、サークルが18団体、その他の団体で5団体、計66団体、877人の方が活動しています。

長年、公民館での社会教育を支えてきた教育委員会として胸を張っていい数字ではないでしょうか。そして、そこには多くの住民の皆さんの協力があります。2019年に59回を数えた文化祭が盛況で、公民館の「集う」「学ぶ」「結ぶ」の機能を最大限に生かし、住民のつながりを広げ、太子町のまちづくりに貢献してきたのではないのでしょうか。

私は、本当に皆さん、生き生きと公民活動をしていらっしゃる、素晴らしいと思っていますのですけれども、教育委員会はどうかお考えなのではないでしょうか。公民館が太子町で果

たしてきた役割をどう捉えているのでしょうか。答弁をお願いいたします。

私が、太子町が社会教育法に沿って、これまで公民館活動を進めてきたからこそ、公民館は無料が当たり前だったと思うのです。近隣の自治体、河南町や富田林市、河内長野市の住民に尋ねましたら、皆さん、一様に公民館は無料だと言いました。(仮称)生涯学習施設は公民館と図書館を併せ持つ複合施設として今日に至っています。

建設場所が当初の役場駐車場からまちづくり観光交流センターになり、形の上ではまちづくり観光交流センターと統廃合をしたとしても、公民館自体を廃止したのであれば、公民館は公民館としての性質を持ち続けるべきです。

9月議会の答弁で、受益者負担の原則に基づき施設の有料化の考え、経費の全てを公費で賄うことになれば、施設を利用しない方も同額を間接的に税という形で負担することとなり、施設の利用者との負担の公平性が確保できないと答えましたけれども、公民館を貸館と同じ扱いとするその考えに変わりはないのでしょうか。新しくなった施設での公民館の位置づけをどう考えているのか、答弁をお願いいたします。

○議長(辻本 馨君) 教育次長。

○教育次長(池田貴則君) 公民館の発展をとのご質問に対しまして、ご答弁を申し上げます。

公民館は西田議員のご質問にもございましたとおり、戦後の荒廃し、混乱した社会状況の中で、新しい日本を築き上げる1つの核としてその設置が提供され、郷土再建の拠点としようとするとところから始まったものでございます。

その後、昭和24年に公民館を規定した社会教育法が制定され、法的な整備が図られることとなり、公民館が公の施設の中でも地域住民の日常生活に密着し、住民主体の機能と性格を持った施設となりました。

そのような中、本町公民館は昭和34年に建築された元庁舎を昭和54年に道路側に増築をし、現施設となってございます。その後、新庁舎の完成に伴い、教育委員会事務局が移転、平成23年には図書室が移転をし、現在の施設に至ってございます。

公民館では、これまで生活に即した教育及び文化に関する各種事業を行うための拠点として、また、各種の自主活動の場として利用されており、現在では44のクラブと18のサークルの757の方が利用をされております。

公民館は地域住民にとって、最も身近な学習拠点というだけでなく、地域交流の場としての重要な役割を担ってまいりました。しかし、社会を取り巻く状況の変化と共に、

時代時代における活動も大きく変化するところとなっております。

そのため、住民の皆様の活動の新たな拠点として（仮称）生涯学習センターの建設を実施することとなりました。新しい施設は、今までの公民館活動はもとより、時代のニーズに合わせた新たな機能を加えることで、より幅広い活動が可能となり、住民の教養・福祉の増進を図りながら、誰もが利用できる地方自治法に規定する公の施設として整備いたしております。

当然、新しい施設の運営、維持管理には相応の経費が必要となります。その経費に対し、施設の健全な維持管理及び運営を持続させるため、その一部を利用者に負担していただくことを基本に進めており、その考えはこれまでの議会の質疑の場や、昨年12月の住民説明会の場でもお伝えをしております。

教育委員会としても、新しい施設を住民の方々の多種多様な活動の場として提供させていただくことで、人と人とのつながりを生み、ともすれば、地域での孤立しがちな現代社会の問題を解決する重要な役割を果たすことができると考え、できるだけその機能を持続させ、健全な維持管理を行いながら、次世代へと大切に継承していければと考えてございます。

○議長（辻本 馨君） 西田議員。

○3番（西田いく子君） 貸館にするということがどうなのかということをお聞きしているわけなんです。教育委員会が持っている施設でこれから運営していくんですね。教育基本法にも位置づけられています生涯学習の理念、これに沿って社会教育とはどういうものかということも位置づけられています。教育基本法の第12条でしたら、個人の要望や社会の要請に応え、社会において行われる教育は住み良い地方公共団体によって奨励されなければならない、国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館、その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供、その他の適当な方法によって、社会教育の振興に努めなければならないと書かれております。

これは万葉ホールとかとはまた全く違う位置づけが公民館にはあるということです。法律から見た公民館機能は個人の要望や社会の要請に応える施設の利用、学習の機会、両方の提供により、社会教育の振興を定めています。

公民館の役割、公民館のあるべき姿、今日の思想として決められている公民館機能の第1は集う機能です。集うために情報発信している、立ち上げる、交流している、語り合える役割を持っています。特に交流や語り合う機会には世代を越えた緩やかなつなが

り、多様性を認める、否定されないことを前提にしています。

第2に、学ぶ機能です。学ぶために学び合える、自己向上の願いをかなう、生き方を学べる、話し合える、地域の課題も共有できる環境が重要です。

第3に、結ぶ機能です。結ぶために固定的な人間関係がつかれる、相互に認め合える、助け合える、支え合える、文化や新しい価値が生まれる、好意に満ちあふれている、協働して課題解決できる、市民的行動様式に代わる学校、家庭、地域と連携できる働きがあります。

施設が新しくなったら、名称も変え、これまでの公民館としての社会教育としての機能が失われるのでしょうか。公民館活動のこれまでの在り方が否定されるのでしょうか。貸館にして有料にすることが、住民が求める公民館と図書館を併せ持つ生涯学習施設の在り方だと考えるのでしょうか。これまで誰もが無料で使える公民館のどこが悪くて有料にしなければならないのでしょうか。これまでのやり方だったら誰もが利用できなかったとでもいうのでしょうか。施設を有料で貸す・貸さないという簡単な問題ではなく、教育委員会の生涯学習に対する根本的な考えが問われていることを十分に認識して、生涯学習施設を貸館にするのかということが問われていることを重々考えてください。

税金を払っている・払っていない、使っている・使っていないの受益者負担の原則に従い、施設建設費には到底足しにはならないけれども、電気代ぐらい払ってもらいましょうという安易な考えで、住民の気持ちなど失うものがあまりにも大きいということにお気づきでしょうか。

ちょっと払ってもらおうこととて言いましたが、午前中の山田議員のなぜこれまで取っていないかったんだということの答えは、雨漏り、老朽化が著しいから対価としての料金を求めるのは困難だとおっしゃいました。では、やっぱり、建物が新しくなったから、料金を取るのではないかとみんな考えるんではありませんか。それでも、有料にすることを固執しておられるようなので、有料にすることを前提にして考えてみます。

9月議会の私の一般質問で、なぜ有料にするのかの問いに対し、令和2年12月19日の住民説明会で参加者から有料無料双方のご意見をいただきましたと、答弁しておられました。

私はこの住民説明会に参加して、一部始終を見聞きいたしました。多くの住民さんが料金を取ることに一様に驚いていましたし、反対の声を上げていました。せめて、電気代ぐらい取ったらいい、こうおっしゃった男性は確かにいらしたけれども、参加者の中

でたった1人の発言で、これで説明したは乱暴な話ですし、この説明会をもって有料無料双方のご意見をいただいたというのであるならば、圧倒的な意見が有料化に異を唱える意見だったではありませんか。

ご意見を聴き、尊重するならこれまでどおり無料が解です。また文化連盟に対して説明して了解を得ているとの話が伝わっておりますけれども、文化連盟に属さないサークルや他団体の声は聞くつもりはないのでしょうか。

先に、2問目で町当局の受益者負担に対する基本方針を尋ねました。基本方針に沿ってということで、住民は町議会で総合スポーツ公園、万葉ホールの料金が見直され、町内利用者料金は変わらず、町外利用者の使用料を2倍に見直し、町内と町外で差をつけました。総合スポーツ公園使用料では町に居住、または在学する中学校以下を中心とする団体基本料金を、これ、今までもこれからも半額で、一方でまた町内の小中学校の体育館は利用者の要件を決めて使用料を無料で貸しています。

受益者負担を原則としながらそこにも区別、差別があります。では、有料の貸館にするつむりの生涯学習施設も何らの区別差別をするつもりなののでしょうか。

町内町外、サークルの中身や文化連盟に属している・属していない、やっている内容が同じでも町が主体か、住民が主体か、中学生以下の年齢などで区別するつもりなののでしょうか。再度、有料にすることについての答弁をお願いいたします。

○議長（辻本 馨君） 教育次長。

○教育次長（池田貴則君） 先ほども申し上げましたように、新しい生涯学習センターはこれまでの公民館での活動に加え、様々な方の意見を取り入れながら時代のニーズに沿った新しい活動にも対応できる施設として整備しております。

例えば、専門的な活動に対応した音楽室、工作室、調理室、男女の更衣室を備えた体操、ヨガなどの活動に対応した創作室、茶華道にも対応できる和室などは利用者のご意見をいただき整備をしました。

その他、活動内容に合わせて大きさが変更できる研修室や、視聴覚室、Wi-Fi環境の整備など、子どもからお年寄りまで、幅広い年代の方々による多種多様な活動を想定して整備をしております。

これは、今までの公民館での住民活動を継続していただくだけではなく、更に、この施設を利用して、本町の文化・芸術活動や地域づくり活動を今まで以上に拡大していただきたいと考えてございます。

本町の公の施設である総合スポーツ公園や万葉ホールなどは、全て町民の利用を前提として整備をされております。そのため、使用料に町内町外の格差を設けることや住民に対し、予約時期の優先制を設定することは合理的であると考えております。

施設を無料化にすれば、利用することが確実にない場合であっても施設を予約するなど、特定の利用者が独占的に使用することにつながり、施設を公平な利用に供することができなくなるといった問題も発生します。

利用者にとって使いやすい施設とするためには、単に施設を整備し、機能を維持するだけではなく、積極的に維持管理、運営していくことが求められ、そのための経費が必要となります。

よって、利用者に対し、利用者だけが得られるサービスの対価として経費の一部を負担していただくことは施設を利用しない人との公平性を図るためにも妥当と考えております。

今までの公民館は、誰もが気楽に集い、人づくり、地域づくりに貢献すると共に、芸術文化、趣味を通じての日常活動や、文化祭での利用者団体の発表会、展示会などを行い、太子町の生涯学習の核として、町民の学びを支援する機能を果たしてまいりました。

今後、生涯学習センターが整備されることで、公民館としての今までの機能に加え、変化する住民の生活スタイルに合わせ、新たな機能を加えた施設として生まれ変わることで、町民の皆さまのより深い学びと活力を生み、太子町らしい地域づくりを進めていければと考えてございます。

○議長（辻本 馨君） 西田議員。

○3番（西田いく子君） 活力が生まれればいいんだと思うんですけども、本当にそれは有料にして生まれると思っているのでしょうか。時代のニーズに沿った活動、公民館にやってもらったらいいではありませんか。それが有料にならないと、その活動はできないんですか。社会教育法ではできないということになるのでしょうか。そんなことないですよ。これまでどおり、目指したような活動をしてもらうために、呼び込むために、新しい公民館、新しい生涯学習施設をもっともっと教育委員会がPRすればいいだけの話ではないですか。

本当にこの突然の有料化の話は公民館活動を延々と続けてきた住民の方々へのリスペクトが感じられません。サークル活動が多くの住民を巻き込み、太子町の住民の健康に役立ってきたとっていないのでしょうか。その活動を単なる一個人の趣味、嗜好の間

題だと貶めることはあまりにも失礼で、新しくなって、きれいになって、音楽室もできて、広い会場もできて、だったら特定の利用者が独占するかもしれない、太子町の住民さんがそんな利用をすると教育委員会はお考えなのではないでしょうか。

入場料をもらう、住民票や印鑑証明の手数料をもらうことと、社会教育施設としての使命を持った公民館、生涯学習施設を同列においていいのか、そのことをずっと今問いかけているのです。ただの貸館にし、使用料と人件費や水光熱費から算出することをよしとする施設にすることを教育委員会として正しいとお考えなのではないでしょうか。そのことが問われていることに気づいていただきたいと思います。

公民館の使用料が無料だといっても、講師を呼べば講師代を払っているでしょう。住民が社会教育を進めてくれているのですから、講師料の補助をしても良かったくらいです。公民館が講師を用意してもいいぐらいの話ですけれども、それはこれまで住民任せにしてきたではありませんか。「集う」「学ぶ」「結ぶ」の機能を支えてきた住民の公民館活動に水を差して、今後の活動の発展が望めるのでしょうか。

町長、先ほど、住民の満足度を上げる必要があるとおっしゃっておられましたが、これで満足度が上がるのでしょうか。教育委員会が社会教育施設として公民館の建て替えをしたのですから、社会教育法を生かし、発展させるおつもりであるならば、無料が当然だと思っていますし、私はこの考えを変えるつもりはありません。

しかし、住民さんの声を今一度聞き、町の考えを伝える場があつていいと思っています。たった1度伝えた、これを錦の御旗にしておりますけれども、納得もしていない、場を1回持っただけではありませんか。

私も議員でありながら、また特別委員会という生涯学習施設について特別に議論する場がありながら、有料化の話、10月10日の特別委員会で唐突に出されて、それで12月19日の住民説明会を迎えました。今日の一般質問の最初に山田議員からも料金についての質問がありましたけれども、多くの議員が使用料を取ることにこれまで深く考えていなかったと思うのです。だって、公民館は無料でしたから。どこに建てるのか、国から補助金がもらえるかなど、議論は尽くして今日に至りましたけれども、使用料については緒に就いたところで、議会ですら、これから考えていく問題です。

大体、公民館活動の今後に関わることでありますから、令和2年の9月で66団体、877人の方が利用しています。少なくともこれらの団体、住民全員にサークル活動の時間の一部をもらってでも説明すべきです。公民館を建て替えるに当たっては公民館活動をし

ている皆さんにアンケートをとり、図書館、公民館の利用者の声を集め、現在建設中の生涯学習施設に生かされているではありませんか。それまで、使用料のことは全く触れてこなかったものですから、公民館は無料が当たり前だと考えているのは当たり前だと思っただかなくてはなりません。

まさか公民館を建て替えて、有料になるなんて思ってもいなかったのですから、丁寧な説明が必要ですし、利用者の合意を得られなければこれまでどおり無料にすべきです。

来年7月オープンです。私たちには3月議会でこの料金についての条例を要請するような話をされておりますけれども、合意形成ができていません。7月オープンだったら6月議会でも間に合いますし、8月までその料金体系についてはあくまで住民さんの合意が得られるまで、そのまま置いておくことも可能だと思います。

何より教育委員会は生涯学習課という生涯学習の看板に恥じない姿の展開を進めていただきますよう求めまして、私のこの質問は終わらせていただきます。

○議長（辻本 馨君） これにて、西田議員の質問を終わります。

次に、9番目、藤井議員の質問を許します。

藤井議員。

〔4番 藤井千代美君 登壇〕

○4番（藤井千代美君） 共産党、藤井千代美。通告に基づきまして、気候危機対策について質問します。

英国で開かれた国連気候変動枠組条約第26回締約国会議は、成果文書「グラスゴー気候合意」を採択し、閉幕しました。世界の気温上昇を産業革命前と比べて1.5度に抑える努力を追求すると明記しました。二酸化炭素を大量に出す石炭火力発電については、表現が当初案の段階的廃止から後退したものの段階的削減となりました。

日本政府は2030年以降も石炭火力を使う姿勢を示し、批判を浴びました。CO₂排出世界5位の日本が脱炭素に責任を果たさないことは許されません。日本共産党は気候危機を打開する日本共産党の「2030戦略」を出し、思い切った緊急行動を求めています。

太子町では豊かな自然を守り育ていくため、平成30年4月に太子町地球温暖化対策実行計画を策定し、基本方針の下、温室効果ガスの排出削減に向けた様々な取組を継続すると共に、豊かな自然を未来の世代につないでいくため、太子町ゼロカーボンシティ宣言を行いました。

また、公民連携による脱炭素社会の挑戦としてOSAKAゼロカーボンファンデーションに参加し、環境と調和した持続可能な社会の実現のため、公民連携した積極的な取組を進めていきますと述べています。

午前中の森田議員の一般質問と重なっているのはありますが、お許しをいただき、質問させていただきます。

これまで脱炭素社会に算入するその他の取組としてESCO事業を導入、道路照明灯・公園照明灯・防犯灯を全てLEDに更新していると答弁されました。太子町地球温暖化対策実行計画では2022年までに10%削減と目標を掲げていますが、現在どうなっているのでしょうか。公用車の電気自動車との交換は進んでいるのでしょうか。

実行計画には自主的な公表し、住民や事業者などの理解を得るとあります。2022年までに目標が達成されるのでしょうか。その後、何か実施されたことがあれば答弁をお願いします。

2017年9月議会の一般質問で阪口議員が環境に優しい自然エネルギーの活用を求め、太子町では道の駅や竹内街道を舞台にした灯路祭りなどの観光資源の照明用電源に河川などの流れを利用した小水力発電を活用することを提案したところ、今後、住民の皆さんと共に環境にやさしい自然エネルギーの活用の方策として検討して精査してまいりたいと思いますと答弁がありました。この件について、その後検討されたのでしょうか。答弁をお願いします。

太子町は独自に太陽光発電などの自然再生エネルギーに対する補助がありません。河南町では、省エネ対策として庁舎にペレットストーブを活用、各家庭が太陽光パネルを取り付けた場合、最大20万円までの独自の補助を出して、自然再生エネルギーの普及に力を入れています。太子町では今後考えていくとの話でしたが、補助制度を導入する考えはないのでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（辻本 馨君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（村上正規君） 気候危機対策について、私のほうからご答弁申し上げます。

近年、国内外で様々な気象災害が発生しています。気候変動に伴い、今後、豪雨や猛暑のリスクが更に高まることが予想され、もはや単なる気候変動ではなく、私たち人類や全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす気候危機とも言われています。

気候危機対策といたしましては、脱炭素社会の実現に向けてのあらゆる取組を進めて

いく必要がございます。

まず初めに、太子町地球温暖化対策実行計画の削減目標に関するご質問でございますが、計画において、庁舎・学校教育施設・観光施設・公用車等において、2017年度の二酸化炭素排出量87万9千16キログラムを、2022年度までに79万1千114キログラムに削減する事を目標に掲げており、削減率は10%で排出削減量8万7千902キログラムとなります。

基準年度が2022年度となるため、目標達成の判断は先になります。この間に実施された役場庁舎のESCO事業での削減量が大きく、役場庁舎だけで6万5千キログラム程度の削減が見込まれていることから、目標達成は可能な範囲と認識しております。

また、脱炭素社会への取組といたしましては、森田議員への答弁と重なりますが、OSAKAゼロカーボンファウンデーションへの参画、ダイドードリンコと締結した環境分野での包括連携協定や現在建築中の（仮称）生涯学習施設における太陽光発電設備の導入などがございます。

次に、小水力発電の活用検討や町独自の太陽光発電に対する補助制度の導入についてでございますが、2050年までに本町の二酸化炭素排出量の実質ゼロの実現に向けては、脱炭素に対する技術を正しく把握し、その費用対効果を分析することが必要と考えております。自然エネルギー活用の方向性や町独自の補助制度の必要性については、今後策定するロードマップや他団体の参考事例を踏まえ、研究を重ねてまいりたいと考えております。

まずは、日常生活の中で行える節電、節水やごみの削減、分別の徹底など、日頃できることから協力してもらえよう啓発を行い、脱炭素社会実現に向けての取組を広げてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（辻本 馨君） 藤井議員。

○4番（藤井千代美君） どうもありがとうございます。電気自動車、電気バスに切り替える、太陽光パネルの補助金を出す、小水力発電などの具体化など、よろしく願いたします。

産業革命以前に比べ、地球の平均気温が既に1.2度上昇しており、今世紀末までに1.5度に抑えるには2050年に温室効果ガスの排出を実質ゼロにしていく必要があります。もうけ最優先の資本主義に地球の管理能力があるのかが問われています。

温室効果ガス削減に向けた世界における先進的な取組に比べても、日本政府の対応は極めて遅れています。原発や石炭火力に依存するエネルギー政策から脱却することは今だけよければそれでいい、もうけ最優先という大企業言いなりの自公政権を変えなければなりません。

2018年8月、気候変動に対する政府の無関心に抗議するため、15歳のグレタさんはたった1人でストックホルムにある国会議事堂前に座り込み、学校ストライキを始めました。毎週金曜日に行っていたその行動は「未来のための金曜日」と名づけられ、世界中の若者たちにも次第に浸透していき、日本にも広がっています。

この4月、国会前と経産省前で、政府の2030年温室効果ガス削減目標を引き上げることを求めたスタンディングアクションや大学生や高校生の有志で、金曜日に学校を休む気候のための学校ストライキを行いました。東京の高校生として参加した男性が発言しています。スウェーデンの環境活動家グレタさんと同世代です。気候危機で被害を受ける当事者であり、既に起こっている異常気象や気象災害がこれ以上軽くなることはないと考え、自分達の未来が絶望的に思いました。

政府は4月に、2030年度の削減目標は2013年度比で46%削減を表明しましたが、世界から見ても日本が果たすべき役割から見ても不十分な数字です。自分の将来が心配でスタンディングのときに泣いてしまう子もいるんです。それぐらいの危機感を持っている若者や子どもたちがいるのに、いまだ政府は変わっていません。僕たちは今の危機的状況をどうかしてくださいと声を上げているだけです。今の国の政策決定のように、誰かの思いに任せて動いてしまう、みんなが物事を考えることができない社会がすごくもどかしい、当事者世代である若者の声を生かしてほしいですと、切実な思いを語っておられます。

こんな思いを若者たちにさせていいのでしょうか。私も孫がいます。このまま地球温暖化が進めば、2100年には大阪の平均気温が42度になると環境省のデータもあります。毎年のように100年に1度と言われる災害が多発しています。声を上げ出した若者や孫たちの未来を守るためにも気候危機打開は待ったなしです。

日本共産党は2030年度までにCO₂を50から60%削減することを目標とする気候危機を打開する日本共産党の「2030戦略」を発表しました。エネルギー消費を4割減らし、再生可能エネルギーで電力の50%を賄えば、50から60%の削減は可能です。

更に、2050年に向けて、残された火力なども再生可能エネルギーに置き換え、実質ゼロを実現することも提案しています。2050年、CO₂排出ゼロを表明した自治体は、11月30日現在、45都道府県中295市、14特別区、119町、24村で、太子町もその中に入っていますが、その取組は始まったばかりです。全ての地方自治体が2030年までの地球温暖化対策推進計画を策定し、住民と共に実践の検討に立つよう、責任を持った取組を加速することが求められています。また、地球に還元され、貢献する再生可能エネルギー活用を進めるために、自治体が役割を発揮することが求められています。

税金の優遇、補助金の申請、脱炭素に有効な製品、サービスの選択など、住民や地元企業に専門的なアドバイスを行える支援窓口を国、府に要望し、連携を強化してください。省エネルギーの推進、太陽光や小水力など、再生可能なエネルギーによる電力の利用を促進し、太子町として2050年、CO₂排出ゼロを確実に実行することを求めて、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（辻本 馨君） これにて、藤井議員の質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

○議長（辻本 馨君） 日程第3、議案第45号、令和3年度太子町一般会計補正予算（第10号）、これを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第45号、令和3年度太子町一般会計補正予算（第10号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ2億4千784万4千円を追加し、総額を62億7千987万6千円とするものでございます。

補正予算の主な内容でございますが、まず、歳出につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金の年内給付に要する経費及び新型コロナウイルスワクチンの3回目接種の体制確保に要する経費について予算措置を行っております。

一方、歳入につきましては、歳出増額に伴う財源措置として、国庫支出金で予算措置を行い、財源調整として財政調整基金繰入金で全額を行っております。

以上のとおり、本補正予算を提案するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、

ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（辻本 馨君） ただいま提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第45号、令和3年度太子町一般会計補正予算（第10号）は予算常任委員会に付託いたします。

本日の日程はこれで終了いたしました。

なお、最終本会議は17日に再開させていただきます。再開通知は省略とさせていただきますが、ご出席のほど、よろしくお願い申し上げます。

これにて散会といたします。

本日はご苦労さまでした。

（午後 2時03分 散会）

【第 3 日】

令和3年 第4回太子町議会定例会会議録

令和3年12月17日（金） 午前 9時30分開会

◎出席議員（10名）

1番	斧田秀明君	6番	村井浩二君
2番	建石良明君	7番	中村直幸君
3番	西田いく子君	8番	森田忠彦君
4番	藤井千代美君	9番	山田強君
5番	辻本博之君	10番	辻本馨君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町長	田中祐二君	住民人権課長	高上秀明君
副町長	藤原幹君	地域整備課長	堀内孝茂君
教育長	勝良憲治君	観光産業課長	西本武史君
政策総務部長	小角孝彦君	環境農林課長	木下明紀君
まちづくり推進部長	村上正規君	子育て支援課長	小路展裕君
健康福祉部長	子安逸二君	福祉介護課長	武部勝浩君
教育次長	池田貴則君	いきいき健康課長	松井靖君
秘書政策課長	東條信也君	保険医療課長	松岡健一君
総務財政課長	辻本知也君	教育総務課長 兼学校給食C所長	正野正君
会計管理者 兼会計課長	奥埜哲生君	学務指導担当課長	矢野敦則君
自治防災課長	辻中一嘉君	生涯学習課長	鳥取勝憲君
税務課長	木村厚江君		

◎議会事務局

事務局長 上田周治 書記 植木友也

◎議事日程第3号

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第35号 太子町印鑑条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第3 議案第36号 太子町立万葉ホール条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第4 議案第37号 職員のサービスの宣誓に関する条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第5 議案第38号 太子町固定資産評価審査委員会条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第6 議案第39号 太子町立総合スポーツ公園設置条例中改正の件（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第7 議案第40号 太子町国民健康保険条例中改正の件（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第8 議案第41号 太子町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第9 議案第42号 令和3年度太子町一般会計補正予算（第9号）（予算常任委員長報告）
- 日程第10 議案第43号 令和3年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第11 議案第44号 令和3年度太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第12 議案第45号 令和3年度太子町一般会計補正予算（第10号）（予算常任委員長報告）
- 日程第13 議員提出議案第4号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に向けた環境整備を求める意見書案
- 日程第14 議員提出議案第5号 脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギーの強力な推進を求める意見書案
- 日程第15 閉会中の継続審査の申し出について

(開会 午前 9時30分)

○議長(辻本 馨君) 皆さん、おはようございます。

本日、第4回定例会の最終日を迎えたわけですが、各委員会におかれましては、精力的にご審議をいただき、厚くお礼を申し上げます。

本日は、全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。よって、これより会議を再開いたします。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

○議長(辻本 馨君) 日程第1、諸般の報告を議題といたします。

監査委員より例月出納検査結果報告があり、その写しをお手元に配布しておりますので、ご了承お願いいたします。

○議長(辻本 馨君) 日程第2、議案第35号から日程第12、議案第45号までの以上11件を一括議題といたします。

各議案は、去る30日と15日の本会議において各常任委員会に審査を付託しておりましたので、その結果について順次、報告を願うことにいたします。

まず、総務まちづくり常任委員長の報告を求めます。

山田議員。

[総務まちづくり常任委員長 山田 強君 登壇]

○総務まちづくり常任委員長(山田 強君) 総務まちづくり常任委員会に付託された議案について、審査の結果を報告いたします。

議案第35号、太子町印鑑条例中改正の件は、審議において、他の条例で規定している性別欄も同様に削除していくのかを問う質疑があり、昨年実施した男女共同参画推進懇話会において、統計上、または法令上必要なもの以外は性別欄を見直していくという方針が示されたことから、改正に向けて定期的に各課の進捗状況を把握していくとのことでした。また、性別欄の廃止以外で実施している性的マイノリティの人権啓発活動を問う質疑では、男女共同参画推進の中で、多様な性への理解促進に取り組んでいるとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第36号、太子町立万葉ホール条例中改正の件は、審議において、使用者への周知方法についての質疑があり、ホームページ等で十分な期間を設けた上で周知していくとのことでした。また、使用料区分を平日と土日休日で分けている理由を問う質疑では、土日休日は使用者が多くなるため、需要と供給のバランスを考慮して現在の料金体系としているとのことでした。また、万葉ホールの稼働率に関する質疑では、行政使用が約8割で、一般使用は3か年平均の収入ベースで15万円程度にとどまるため、平日に一般予約優先枠を設けて利便性の向上と増収に努めるとのことでした。更に、使用料のキャッシュレス化を問う質疑では、現在の使用状況では投資に見合う収入が得られないことから、喫緊の課題と考えてはいないとのことでした。

討論においては、意見をつけての賛成の討論があり、審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第37号、職員のサービスの宣誓に関する条例中改正の件は、審議において、押印原則の見直しに伴い、改正を要する条例の数と改正期限を問う質疑があり、条例改正は今議会に上程している2件のみで、規則、規程、要綱などについては、各課で順次改正しているところである、国からの通知では具体的な期限は設けられていないが、今年度中をめどに改正作業を進めているとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第38号、太子町固定資産評価審査委員会条例中改正の件は、審議において、第8条中、「署名」を削除した理由を問う質疑があり、様式等を確認した結果、「署名」は削除しても構わないと判断したとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第41号、太子町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例中改正の件は、審議において、太子町と同じ収集運搬業者に処理を委託している自治体に関する質疑があり、富田林市、河南町、千早赤阪村及び本町の4市町村で、富田林市を除く3町村は同額の委託料であるとのことでした。また、水洗化率に関する質疑では、令和3年4月1日現在、公共下水道を使用できる区域に在住する世帯数は4千560世帯、うち約9割が水洗化されており、くみ取り世帯数は118世帯198人で、うち助成対象は57世帯102人であるとのことでした。また、公共下水道に接続できない理由を問う質疑では、建て替え予定がある世帯や改造費用が高くなるなど、費用捻出が難しい世帯が多いと認識しているとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

以上でございます。

○議長（辻本 馨君） ただいま、総務まちづくり常任委員長から報告がありました。

これについて質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

中村議員。

〔福祉文教常任委員長 中村直幸君 登壇〕

○福祉文教常任委員長（中村直幸君） 福祉常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

議案第39号、太子町立総合スポーツ公園設置条例中改正の件については、審議において、町外使用者の確認方法に関する質疑があり、口頭確認とし、身分証明書の提出までは求めていないとのことでした。また、休日に割増し使用料を徴収する意向を問う質疑では、住民のスポーツ振興や総合スポーツ公園の利用拡大の観点から、実施する予定はないとのことでした。更に、町外使用料の2倍化による今後の収入見通しを問う質疑では、減額の可能性もあるが、現在の使用者が町外使用料2倍化後も継続して使用した場合、230万円の増額となるとのことでした。

討論においては、反対、賛成それぞれの討論がありました。

採決の結果、賛成多数により原案どおり可決することに決しました。

議案第40号、太子町国民健康保険条例中改正の件については、審議において、産科医療補償制度の掛金が制度開始当初に比べ減額となっている理由を問う質疑があり、現状、掛金に剰余金が発生しているとのことから、被保険者の負担軽減のための掛金の引下げを行っているとのことでした。また、出産費用の全国平均額を問う質疑では、全体平均額52万4千182円、公的病院の平均額51万1千444円、私的病院の平均額55万993円であったとのことでした。更に、出産一時金と実際の出産費用の乖離を問う質疑では、現状に即した一時金となるよう町村長会等を通じて要望していきたいとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第43号、令和3年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、審議において、保険料の軽減対象者が増加した理由を問う質疑があり、地方税法の改正に伴い、今年度から減額の基礎控除額が33万円から43万円になったことや算定基礎となる令和2年中の収入が新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことによるものと考えるところでした。また、新型コロナウイルス感染症に伴う保険料減免の状況を問う質疑では、現在21世帯に対して390万7千180円の減免を行っているところでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第44号、令和3年度太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、審議において、訪問型サービスC事業の内容を問う質疑があり、住み慣れた自宅でできる限り自立した生活が送れるよう、理学療法士などの専門職が自宅に赴き、身体機能の向上など介護予防に関する知識や指導を行う事業であるところでした。また、事業費の増額が必要となった原因を問う質疑では、新型コロナウイルス感染症の影響による各種介護予防事業の中止や総合福祉センターの休館などによって高齢者の方々の外出頻度が減少したことを受け、かかりつけ医やケアマネジャーの助言の下、介護予防サービスの利用増加につながったものと考えるところでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決しました。

以上でございます。

○議長（辻本 馨君） ただいま、福祉文教常任委員長から報告がありました。

これについて質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、予算常任委員長の報告を求めます。

森田議員。

〔予算常任委員長 森田忠彦君 登壇〕

○予算常任委員長（森田忠彦君） 予算常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

まず、12月8日に開催されました予算常任委員会の報告をいたします。

議案第42号、令和3年度太子町一般会計補正予算（第9号）については、審議にお

いて、障がい児通所支援給付事業費が増額となった理由を問う質疑があり、新型コロナウイルス感染症の影響により、管内に4か所ある支援学校の休業と外出自粛になったため、増加したとのことでした。

また、GIGAスクールサポーター配置業務委託料の内容について問う質疑では、ICTの専門知識を有するサポーターを小中学校に派遣し、授業で使用しているICT機器について、より参考となる使い方や不具合の点検などのサポートを教員に対して行うものであるとのことでした。

また、公衆無線LAN環境整備工事請負費におけるWi-Fi通信の利用範囲を問う質疑では、主に1階での利用を想定し、住民ホール及び万葉ホールに2、3か所のアクセスポイントを設置し、来庁者及び万葉ホール使用者、災害時避難者の利用を想定しているとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

次に、12月16日に開催されました予算常任委員会の報告をいたします。

議案第45号、令和3年度太子町一般会計補正予算（第10号）については、審議において、子育て世帯への臨時特別給付金の給付に当たり、所得制限により給付対象外となる人数を問う質疑があり、人数は約140名で、金額は1千400万円程度であるとのことでした。また、案内文書の発送日と振込期日に関する質疑では、当初5万円を給付する旨の案内文書は12月9日に発送しているが、給付額を10万円に変更する旨の案内文書を再度送付する予定をしている、また振込期日は12月24日になるとのことでした。

更に、3回目の接種時におけるワクチンの種類を問う質疑では、なるべくファイザー製のワクチンを考えているが、ワクチンの供給量次第ではモデルナ製のワクチンも想定される、その際はどちらか選択できるような方法を検討するとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

以上です。

○議長（辻本 馨君） ただいま、予算常任委員長から報告がありました。

これについて質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、議案第35号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第35号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。よって、議案第35号、太子町印鑑条例中改正の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第36号について討論に入ります。

討論ございませんか。

討論を許します。

藤井議員。

○4番（藤井千代美君） 議案第36号、太子町立万葉ホール条例中改正の件について、意見をつけて賛成の討論を行います。

今回の万葉ホールの使用料改正は、町外使用料の設定を変えるだけで、町民の使用料は変わりませんでした。また、備品使用料はこれまでも細か過ぎる問題があり、整理されたことは評価できます。また、Wi-Fi環境が整備されたことで、万葉ホール利用者にとっての利便性が向上することも評価できます。

しかし、近隣の料金体系や町税負担の状況を勘案したのであれば、備品などでまとめられた備品の使用料が必要でしょうか。市民会館などの会議で利用する施設の大半で、備品は施設使用料に含まれています。2、3脚の椅子を使っても1千円の使用料を取るのか尋ねたところ、常識の範囲で弾力的に対応するよう考えていただけるよう回答をいただきましたが、そのような疑問が生まれるような備品などの使用料を本当に別途もらわなければならないのか、再検討していただきたいと思います。

また、平日と土日祝の使用料を変える必要があるのかも疑問です。LICはびきのは全ての会場が、すばるホールや藤井寺市民会館、羽曳野市民会館では大ホールや小ホールだけです。河内長野市のキックス、河南町のぷくホールは平日と土日祝に差をつけていません。条例第1条には、住民の文化芸術活動及び生涯学習活動の振興を図ると共に、広く住民の集会等の用に供するために設置していると書かれています。見直しを進める

中で、値上げだけでなく、値下げもあれば、減免制度の拡充もあっておかしくはありません。

今後も広く住民が利用しやすい施設となるための見直しを考えていただけますようお願いいたしまして、意見をつけて賛成の討論とします。

○議長（辻本 馨君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第36号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。よって、議案第36号、太子町立万葉ホール条例中改正の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第37号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第37号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。よって、議案第37号、職員のサービスの宣誓に関する条例中改正の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第38号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第38号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。よって、議案第38号、太子町固定資産評価審査委員会条例中改正の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第39号について討論に入ります。

討論ございませんか。

討論を許します。

西田議員。

○3番（西田いく子君） 議案第39号、太子町立総合スポーツ公園設置条例中改正の件について、反対の立場で討論を行います。

総合スポーツ公園は、施設ができてから今日まで使用料を取って運営してきた施設です。また、今回の使用料改正は、町民の使用料は変わらず、町外利用料の設定を変えるだけであり、使用料金の適正化を図るという考え自体に異を唱えるものではありません。

しかし、万葉ホール条例改正での議論で、指針をまとめた全庁的に使用料、手数料を見直したとおっしゃっておられましたが、教育委員会の施設の使用料の見直しは不十分です。万葉ホール使用料では椅子や机など、1つずつ料金を取るのが適正か検討されていましたが、総合スポーツ公園では備品の扱いについて触れられていませんでした。ようやくテニスコートは全面的に芝が張り替えられましたが、トレーニング室のマシンも万全ではありません。広い視野を持って、使用料を見直したように思えません。使用料を取る施設として使用料の見直しをするのであれば、施設全般に目を向けていただかななくてはならないと思います。

家の近くで無料で借りられる体育館と幾ら立派な建物でも子どもの足では歩いて行くには不便な位置にあり、その上、有料の体育館であれば、子どもたちが加入する町内のクラブ活動が総合スポーツ公園を敬遠してしまうのは無理もない話です。小中学校の体育館やテニスコートの利用は知る人ぞ知るの中で、無料で貸出しされています。見直すのであれば、総合スポーツ公園の使用料だけでなく、学校体育施設開放事業、学校体育施設開放などの名で、他市町村のように全住民が知った上で利用できるように改めるべきです。

国は、平成23年にスポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であるとうたったスポーツ基本法を制定いたしました。太子町でのこのスポーツ基本法にのっとった施策を進めていただきたいと思います。総合スポーツ公園に指導員やスタッフの増員、研修を進め、住民サービスの向上を図り、誰もが気軽に行くことができ、使えるスポーツ施設とすることを求めて、反対の討論といたします。

○議長（辻本 馨君） ほかにございませんか。

討論を許します。

建石議員。

○2番（建石良明君） 議案第39号、太子町立総合スポーツ公園設置条例中改正の件について、賛成の立場で討論を行います。

本条例案は、全庁的な使用料、手数料の見直しに伴い、検討されてきた結果、総合スポーツ公園の各施設の使用料について、総務まちづくり常任委員会で審議された万葉ホールと併せて、町外の利用者に対し、町内の利用者の2倍の使用料を徴収するものであります。

総合スポーツ公園や万葉ホールなどの公の施設は、太子町の住民の福祉、生活の向上を目的として設置されており、何より町民の皆様が第一に利用することを想定して設置された町立の施設であります。よって、町民以外の方が利用する場合の使用料を割増しし、ある程度の負担感のある使用料を課すことには合理的な理由があると考えます。施設の機能を健全に維持し、積極的に管理運営していくには、相応の経費が必要です。その経費の一部を対価として利用者に負担を求め、町内、町外の公平性を図る改正は妥当と考えます。

今回の改正は太子町の厳しい財政状況の中での改正であり、使用料はその貴重な財源ともなります。健全な財政運営を維持していくためにも、町外利用者に対する使用料の割増しは必要であると考えますが、今後、利用者の方々に対して十分に理解していただくことはもとより、総合スポーツ公園だけでなく、万葉ホールなど、公共施設全般が将来にわたり安定的に維持、運営されるよう努力されることを要望し、本条例案の賛成討論といたします。

○議長（辻本 馨君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

議案第39号を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立7名・反対2名〕

○議長（辻本 馨君） 起立7名、反対2名、起立多数でございます。よって、議案第39号、太子町立総合スポーツ公園設置条例中改正の件は、原案どおり可決されました。次に、議案第40号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第40号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。よって、議案第40号、太子町国民健康保険条例中改正の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第41号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第41号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。よって、議案第41号、太子町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例中改正の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第42号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第42号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。よって、議案第42号、令和3年度太子町一般会計補正予算（第9号）は、原案どおり可決されました。

次に、議案第43号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第43号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。よって、議案第43号、令和3年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案どおり可決されました。

次に、議案第44号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第44号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。よって、議案第44号、令和3年度太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案どおり可決されました。

次に、議案第45号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第45号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。よって、議案第45号、令和3年度太子町一般会計補正予算（第10号）は、原案どおり可決されました。

○議長（辻本 馨君） 次に、日程第13、議員提出議案第4号、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に向けた環境整備を求める意見書案、これを議題といたします。

本件について、提案理由及び内容の説明を求めます。

西田議員。

○3番（西田いく子君） 議員提出議案第4号、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に向けた環境整備を求める意見書案について、原案の朗読をもって、提案理由及び

内容の説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

1979（昭和54）年、国連はあらゆる分野で女性が性に基づく差別を受けない権利と平等の権利を保障する女性差別撤廃条約を採択し、日本は1985（昭和60）年、この条約を批准した。2021（令和3）年現在、189か国が批准している。

更に、1999（平成11）年、条約の実効性を強化し女性が抱える問題を解決するために、個人通報制度と調査制度を認めた女性差別撤廃条約選択議定書が国連総会で決議、採択され、2000（平成12）年12月末に発効している。2021（令和3）年現在、条約批准189か国中114か国が批准しているが、日本はまだこれを批准していない。

選択議定書の個人通報制度とは、条約で保障された人権を侵害された被害者が、国内の救済手続きを尽くした後、条約機関に申立てを行うことができ、条約機関がこれを審査して見解を出すという制度である。条約機関が通報者の人権侵害を認める見解を出したとしても、この見解は当該締約国に対し法的な拘束力を持つものではないが、国際的にも国内的にもその影響は小さくない。

このような選択議定書を批准することにより、締約国は国際的な人権基準に基づき、女性の人権侵害の救済と人権の保障をより強化できる。

女性差別撤廃条約の実効性の確保を図ろうとする国際的動向の下で、日本政府は選択議定書の審議に参加し、決議に加わったものである。しかし、日本は男女格差を測るジェンダーギャップ指数2021では、156か国中120位に位置している。

新型コロナウイルスの感染拡大で、非正規職員の雇い止めをはじめ、特に女性への影響が大きい。女性差別撤廃条約が採択されて40年を超え、女性に対する差別を撤廃し、男女平等社会を実現するための更なる施策が急務となっている。

政府は、第5次男女共同参画基本計画で、女性差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進めるとしている。

よって、国においては、我が国の司法制度や立法政策との関連課題等が早急に解決されるよう環境整備を進め、女性差別撤廃条約選択議定書を早期に批准するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣、男女共同参画担当宛てに提出するものです。

よろしくご審議のほどをお願いいたしまして、本議案の提案理由及び内容の説明とさせていただきます。

○議長（辻本 馨君） ただいま、提案理由及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

議員提出議案第4号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第4号は委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

議員提出議案第4号を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立7名・反対2名〕

○議長（辻本 馨君） 起立7名、反対2名、起立多数でございます。よって、議員提出議案第4号、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に向けた環境整備を求める意見書案は、原案どおり可決することに決しました。

○議長（辻本 馨君） 次に、日程第14、議員提出議案第5号、脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギーの強力な推進を求める意見書案、これを議題といたします。

本件について、提案理由及び内容の説明を求めます。

西田議員。

○3番（西田いく子君） 議員提出議案第5号、脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギーの強力な推進を求める意見書案について、原案の朗読をもって、提案理由及び内

容の説明とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

昨今の深刻な気候変動問題を踏まえ、2018年、気候変動に関する政府間パネル、IPCCは、地球温暖化による気温上昇を工業化以前と比較して1.5度までに抑える必要があり、そのためにはCO₂排出量を2030年までに、2010年比で45%削減し、2050年には実質ゼロにする必要があることを提起した。

このような状況の中、我が国においても、省エネ対策を基本としたエネルギー消費量の削減や再生可能エネルギーの最大限の拡大が求められており、本年4月に開催された日米首脳会談では、気温上昇を1.5度までに制限する努力と2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにするカーボンニュートラルの達成に向け、2030年までに確固たる行動を取ることが合意された。

また、大阪府においては、2019年にゼロカーボンシティ宣言を表明、太子町でも、2021年7月20日に太子町ゼロカーボンシティ宣言を表明した。再生可能エネルギーの拡大は温室効果ガス削減の有効な手段であり、今後強力に推進することが求められると共に、取組内容について、ロードマップなどを広く示していくことも求められる。

現在、英国北部、グラスゴー開かれている国連気候変動枠組み条約第26回締約国会議(COP26)では、11月10日に米国と中国が今後10年間で協力して、気候変動対策を強化していくとする共同宣言を発表した。また、議長国、英国は温暖化の主要要因となる石炭火力発電に関し、締約国に撤退の加速を求めると明記したCOP26の成果文書の原案を公表した。

温暖化の危機的事態を打開するためには、各国の更なる真剣な取組が不可欠になっている。よって、国会及び政府においては、次期エネルギー基本期計画における再生可能エネルギーの導入について、最大限の目標を掲げるなど、脱炭素社会の実現に向けた道筋を示すと共に、これを踏まえ、取り組むべき政策を示すことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、環境大臣宛てに提出するものです。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして、本議案の提案理由及び内容の説明とさせていただきます。

○議長(辻本 馨君) ただいま、提案理由及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

議員提出議案第5号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第5号は委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

討論を許します。

建石議員。

○2番（建石良明君） 脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギーの強力な推進を求める意見書に対し、この意見書に継続審査となる意見を申し述べます。

まず、私自身も、脱炭素社会の実現ということは非常に評価しております。ここにも記載されておりますように、カーボンニュートラルの達成に向け、2030年までに確固たる行動を取ることが合意され、また大阪府においても2019年にゼロカーボンシティ宣言を表明し、太子町でも2021年7月20日に太子町はゼロカーボンシティを表明したところであります。このことに対しても、非常に評価をしております。

ただ今回、単に再生可能エネルギーの強力な推進を求めるということはよく分かるんですけども、ただ、再生可能エネルギーといいましても、いろいろあります。太陽光発電、風力発電、水力発電、地熱発電、またバイオマス、太陽熱利用、そして雪氷熱利用等々、非常に多くの多分野にわたって再生エネルギーの種類もあると思います。

日本においては、大変エネルギー供給のうち、石油、石炭、天然ガスなど、化石燃料が8割以上に海外に依存しております。例えば、またこの状況の中で、世界において太陽光発電の導入が中国が26%、日本が14%、風力発電においては、日本は1%の導入しかありません。また、現状、エネルギー、特に電力系統においては、非常にいろいろな問題があります。現状、電力系統につなげられない。多額の費用がかかり、時間がかかる等々、系統問題も多大な課題があります。

こういった状況の中で新しいルールづくりを行い、需要と供給のバランスが崩れると、大規模な停電などが発生いたします。課題として、エネルギー自給率の低い日本にとって重要であります。この施設を得ようとすれば、広大な土地が必要となり、天候に左右され、発電が不安定、様々な課題があり、再生可能エネルギーの導入を増やしていくためには、発電コストや出力の不安定性などの課題に対応する必要があります。

こういったことから、私はもう一度、この内容をよく精査して、我々としても、ただ単に国に対して再生可能エネルギーの強力な推進を求めるだけでなく、太子町議会としても、我々はよく精査して、この提案を継続審査としたいと思います。

以上です。

○議長（辻本 馨君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

議員提出議案第5号を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立7名・反対2名〕

○議長（辻本 馨君） 起立7名、反対2名、起立多数でございます。よって、議員提出議案第5号、脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギーの強力な推進を求める意見書案は、原案どおり可決することに決しました。

○議長（辻本 馨君） 日程第15、閉会中の継続審査の申し出について、これを議題といたします。

お手元に配布しておりますとおり、議会運営委員長、広報特別委員長、生涯学習施設建設調査特別委員長及び観光拠点整備特別委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出がございました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

去る11月30日に開会して以来、本日までの18日間、提出されました議案につき

まして、慎重にご審議いただき、厚くお礼申し上げます。理事者各位におかれましては、本会議あるいは委員会における各議員からの指摘並びに意見を尊重していただき、事務執行に反映されますよう要望いたします。

それでは、これもちまして、令和3年第4回太子町議会定例会を閉会いたします。

(午前10時27分 閉会)

○議長（辻本 馨君） 閉会に当たりまして、町長より挨拶を受けます。

町長。

○町長（田中祐二君） 令和3年第4回定例会の閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

去る11月30日に開会以来、議員の皆様方におかれましては、本会議並びに委員会におきまして、慎重なるご審議を賜り、おかげをもちまして、提出いたしました全ての案件につきまして、原案どおりご議決を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会中に議員の皆様からいただきましたご意見等を十分に踏まえながら、町政運営を進めてまいりたいと考えておりますので、今後ともご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

次に、町政全般についてご報告を申し上げます。

先日12月12日日曜日に万葉ホール及びオンラインにて、聖徳太子没後1400年記念シンポジウムを開催いたしました。コロナ禍による開催自体が危ぶまれる時期もございましたが、会場には150名ほど、またオンラインでは約120名の申込みをいただき、大盛況のうちに幕を閉じることができました。開催に当たり、ご尽力をいただきました関係者の方々、心より御礼を申し上げます。このシンポジウムが参加いただいた皆様にとって、聖徳太子の功績や教訓を学び、輝かしい未来へとつながるものになればと思っております。聖徳太子没後1400年事業といたしましては、このシンポジウムをフィナーレと位置づけており、1つの区切りとなりますが、来年以降もこの没後1400年事業を契機として、これまでに整備した環境基盤を活用しながら、聖徳太子と日本遺産の町、太子町としての観光まちづくりを推進してまいります。

次に、新型コロナワクチンの3回目接種関連についてでございます。新型コロナワクチンの3回目接種につきましては、2回目接種から8か月を経過した高齢者の方から集団接種を開始する予定としておりますが、具体的なスケジュール等は現在、富田林医師会や富田林市、河南町、千早赤阪村と調整中でありますので、詳細が決まりましたら、ご報告をさせていただきます。

なお、集団接種の実施に当たりましては、これまでの集団接種で得た経験を生かし、より積極的かつスムーズに住民の方々にワクチン接種を受けていただけるよう万全を期してまいります。

最後に、本年もいよいよ残すところあと僅かとなってまいりました。心せわしい年の暮れを迎え、何かとご多用とは存じますが、議員の皆様には時節柄一層ご自愛の上、健やかなる新年をお迎えになられますこと、また新年が太子町の全ての皆様にとってよき年となりますよう祈念を申し上げますと共に、来る年も、私をはじめ、職員一同、よろしくご指導、ご鞭撻賜りますようお願い申し上げます、閉会に当たりましてのご挨拶をさせていただきます。

○議長（辻本 馨君） 最後に、全国町村議会議長会より、村井前議長に対しまして、全国町村議会議長会理事としての功績をたたえ、感謝状が授与されています。感謝状を太子町議会にて受理しておりますので、これより本人への伝達を行います。

感謝状。

村井浩二殿。

あなたは全国町村議会議長会理事として、会の運営の重責に当たられ、本会の使命達成に尽くされた功績は誠に顕著であります。よって、ここに深く感謝の意を表します。

令和3年12月1日。

全国町村議長会会長、南雲正。

代読。おめでとうございます。

○6番（村井浩二君） ありがとうございます。（拍手）

○議長（辻本 馨君） 本日はどうもご苦労さまでございました。これにて散会といたします。

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容の正確なものであることを証明するため、ここに署名する。

太子町議会旧議長 村 井 浩 二

太子町議会旧副議長 森 田 忠 彦

太子町議会議長 辻 本 馨

太子町議会議員 辻 本 博 之

太子町議会議員 藤 井 千代美